

議 事 日 程 （第 1 号）

平成28年 3 月 3 日（木曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 9 号 東白川村道の路線認定について
- 日程第 7 議案第10号 東白川村山村振興計画の策定について
- 日程第 8 議案第11号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第12号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第10 議案第13号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 東白川村交流サロン設置条例について
- 日程第17 議案第20号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例について
- 日程第18 議案第21号 東白川村地域包括支援センターの設置に関する条例について
- 日程第19 議案第22号 東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第20 議案第23号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第24号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第12号）
- 日程第22 議案第25号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第23 議案第26号 平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第24 議案第27号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第25 議案第28号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第26 議案第29号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第27 議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第28 同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第29 同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第30 同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第31 同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第32 同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第33 同意第6号 東白川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第34 議案第31号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第32号 東白川村常勤の特別職職員の平成28年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第36 議案第33号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第34号 東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第35号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第36号 平成28年度東白川村一般会計予算
- 日程第40 議案第37号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第41 議案第38号 平成28年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第42 議案第39号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第43 議案第40号 平成28年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第44 議案第41号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第45 議案第42号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	松岡安幸	総務課長	安江宏
会計管理者	安江誠	村民課長	今井義尚
産業振興課長	樋口章久	建設環境課長	小池毅

教 育 課 長 伊 藤 保 夫
監 査 委 員 安 江 弘 企

国保診療所
事 務 局 長 安 江 良 浩

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
次 長 安 江 由 次

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成28年第 1 回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6 番 今井保都君、7 番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 14 日までの 12 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 14 日までの 12 日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成28年 3 月 3 日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成27年11月分、12月分及び平成28年 1 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1. 検査の対象 平成27年11月分、12月分及び平成28年 1 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成27年12月22日、平成28年1月28日及び2月18日。

3. 検査の結果 平成27年11月末日、12月末日及び平成28年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について御説明申し上げます。

次のとおり議員を派遣する。派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げます。

1. 第17回東白川村保健・医療・福祉三施設合同研究会、保健・医療・福祉に資する、保健福祉センター、平成28年3月4日、議員全員。

2. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する、中学校、平成28年3月7日、議員全員。

3. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する、はなのき会館、平成28年3月13日、議員全員。

4. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する、小学校、平成28年3月24日、議員全員。

5. 神土高齢者交流サロン竣工式、福祉に資する、神土高齢者交流サロン、平成28年3月26日、安江祐策、今井保都、桂川一喜、今井美道、今井美和議員です。

6. 坂祝バイパス開通式典、都市部との交流に資する、坂祝町、平成28年3月26日、樋口春市議員。

7. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する、みつば保育園、平成28年3月29日、樋口春市、安江祐策。

以下の欄につきましては、議長決裁によって既に議員を派遣したものでありますので、目を通していただきたいと思います。

以上で、議員派遣の報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更ができることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

○6番（今井保都君）

それでは、一般質問を行います。

保育園と小学校の連携について質問をいたします。

村の人口は、さきの国勢調査で2,261人となり、5年前と比べ253人も減っており、次の国勢調査では2,000人を割るおそれがあります。

人口減少、高齢化の中で、地方創生に向けて、村では安心して暮らせる東白川村づくりに取り組んでおられます。平成27年度は神土高齢者サロンが、28年度は五加に、29年度には越原の設置計画を、また簡易水道、CATV等の更新、そしてはなのき会館の大規模改修、第5次総合計画に沿って、東白川村医療・福祉ゾーンの整備計画など、今後ハード事業がふえ、村の予算も多額となります。積極的な取り組みは評価をするところですが、今後は現在ある建物をいかに効率よく管理運用

することが必要になってまいります。

そこで、保育園と小学校の今後についてお聞きをいたします。

いずれも大規模改修工事を行い現在に至っておりますが、学ぶ子供の数の推移は別紙のとおりです。子供が減少している今、集約して建物を有効活用していくことは大変意義があるものと思っております。

国は縦割り行政で、保育園は厚生労働省、小学校は文部科学省の所管となっており、どうしてもできないことは理解しておりますが、国は産業の振興は特区で支援をしております。

そこで、教育分野での地方創生を進める上で、教育の特区を要望してはどうでしょうか。財政の無駄を少しでも減少し、保育園との連携教育も推進できるのではと思っております。

また、村の子供たちは、保育園から中学校卒業までほとんど同じ顔ぶれで成長しておりますので、競争心や厳しい環境に対する心構えが欠けるのではと要らぬ心配をしております。

今後は、東白川村に限らず、他町村との壁を超えた学区をつくるなどして、広い地域で取り組むことも考えるべきではと存じますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

子供の人数が減少しているとの実態から、1つには、保育園や小学校の施設を集約しての有効活用が必要ではないかとの御質問、2つ目には、村の子供たちは卒業まで同じ仲間と過ごすなど比較的变化の少ない環境にあるので、他町村など広い学区での取り組みを考えるべきではないかとの御質問でございました。

いずれの質問にも私から基本的なお答えをさせていただき、その後に教育長から細部の補足説明をさせていただきます。

最初の質問の施設を集約しての有効活用の件につきましては、小学校の校舎は平成21年度に約2億7,000万円をかけて、またみつば保育園は平成24年度に約2,200万円をかけて改修し、両施設とも当面の間は使用できる状態にあります。

小学校では、以前は各学年2学級であったものが1学級となるなどして、通常の授業には使わない余裕教室が2室ありますが、いずれも図書スペース、作品展展示室、放課後子ども教室など有効に使われております。また、子供が少なくなりましても、理科室や家庭科室などの特別教室は人数に関係なく必要であり、余分なスペースなど多くない状況にあります。

また、保育園におきましても、現在の園児数51人からして必要な規模であると思われます。

したがって、すぐさま施設を縮小・集約したり、あるいは小学校と保育園との合同施設化といったことは現在のところ考えてはおりません。

しかしながら、議員御指摘のように、効率的な活用と維持管理は非常に大切ですので、適正に対処すべきと考えます。あわせて施設の今後の大規模な改修や新規施設整備などの段階には、議員御

提案の集約や保育園と小学校隣接設置などの件についても慎重に検討すべきと考えております。

次に2つ目の御質問ですが、子供たちは比較的变化の少ない環境にあるので、他町村などとの広い学区での取り組みなどを考えるべきではないかとの御質問でございます。

私も子供たちが視野を広め、さまざまな体験をし、いろいろな変化に対応する力を身につけることは大変重要なことと思っております。日ごろから子供たちは村の宝と言っているところです。必要に応じて前向きに対処すべきと考えます。

小学校では、学校の外へ出たの公共施設の訪問や調べ学習、三重県の城東小学校との交流、名古屋女子大学学生の来校など日ごろとは違った学習機会の設定、中学校では、環境学習を初め、スキー研修、名古屋研修、そして修学旅行でもある東京研修、また各種の大会やコンクールへの参加など設定しています。こうした機会をさらに充実させたく、たくましく生きる力をさらにつけてほしいと考えております。

先般も県内の中学校を対象とした英語でふるさとの宝物や自慢を紹介するプロモーションコンテストがあり、東白川中学校が最優秀賞に輝きました。山村であること、小規模な学校であるにもかかわらず、立派に頑張っている村の子供たちをさらに応援する体制を充実したいと考えております。

あとは教育長から補足をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

それでは初めに、子供の人数の今後の見通しにつきましては、提示をいただきました資料にありますように、今後5年間の見通しは、保育園では未満児を除きます年少、年中、年長の園児数は40人から35人前後で推移するものと予想されます。また小学校では、今後5年、85人から75人前後で推移をしていく、そんな予想をいたしております。

最初の御質問の施設の集約や有効活用との件につきましては、現場の実情等を説明させていただきます。

一見しますと人数が減少をしていますので、それによって使わないスペースがふえるということですが、余裕教室の活用ですとか、特別教室につきましては、先ほど村長の答弁のとおりでございます。

また、例としまして、保育園と小学校の共用といったことに関しましては、例えばですが、小学校の一部を保育園として使おうとした場合、ここには身体的な差、1歳から小学校6年生12歳までということになりますので、トイレの大きさですとか階段の高さ、それから手すりの位置などに配慮が必要となりますので、施設をそのまま使えるというものばかりではないということが予想されます。

また、保育園、それから小学生の子供たちの生活サイクルということからは、日課の違いなどから給食の時間が違ったり、保育園児には昼寝があるというような双方の事情が発生をしてまいります。また反面には、利点としまして、運動場や体育館の有効活用、それから保護者参観の集約

開催、1日で行うとか、相互の交流など利点も多くあると思っております。抜本的な施設改修の折には、保育園と小学校の隣接設置ですとか、あるいは部分共用というようなことも、先ほど村長が申し上げられましたように、慎重に考えるべきと思っております。

また、施設のそうした整備の折の共用などの場合には、従来からの制度運用にもありますように、所管する省庁からの施設整備補助を面積案分等で活用するということになるかと思っております。

次に、子供たちは少人数ですので、比較的变化の少ない環境にあるので、広域などという件ですけれども、私どもも子供の人数が減少することに関しては、しっかりと対処をしていかなければならないと思っております。その手だての一つとしまして、村では平成26年度に、御承知の東白川村教育ビジョンを策定いたしました。これは全体的な教育計画ではなくしまして、村の子供たちの人数が減少したときに、どういった教育を行っていくかという方法を明示したもので、子供の人数の減少ということに特化した計画です。保育園、小学校、中学校の各分野別に少人数になったときの課題と、それへの基本的な対応策、また少人数の利点も明らかにしておる計画書でございます。少人数なので一人一人への細やかな授業が可能になることや、小集団ですから、校外活動や体験活動が比較的小回りがきいて設定しやすいなどの利点は積極的に伸ばしていかなければならないと考えておりますし、反面、交流や環境の変化、感動の場面はさらに設定していくなどの方策が必要ではないかと思っております。

子供同士の交流も大切ですが、子供たちがさまざまな地域の方々から講師として教えてくださったり、それから音楽家と接したり、部活動の大会やコンクールへの参加、こういったことも交流とあわせて変化に対応する力をつける場面と思っております。

議員御質問の中に「特区」との言葉がありましたが、構造改革特区の中の文部科学省扱いのものを教育特区というふうにいたしておりますが、その活用は現在まで主にハードよりもソフト面の活用で運用されているようでございます。例としましては、小・中学校の教育の中身は学習指導要領で定められておりますけれども、そこにはないものを特区で許可を得て、教科として勉強する事項として加えていく。例えばですが、小学校で英語科を設置したり、中学校で国際科をつくろうよ、そういったことですか、一方では、小・中の区切りを現在6・3制であるわけですが、低学年、中学年、高学年といったような3年、4年、2年というような区切りになんという特区の活用がなされておるようです。いずれにしても、そうした場合には、独自の教科の教科書や教材をつくりましたり、あるいは学年の区切りを変えますと、部活動や大会の区切りといったようなことの調整が多々必要になってまいりますので、どちらかしますと、大規模な市等で活用をされており、特区のハードの活用につきましては、民間会社が大学等を運用するよといったようなときに緩和される基準というようなことで使われておるというような実情でございます。

以上、補足とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今説明をしていただき、両方の施設とも大規模改修を経て今日に至っているわけですが、私は一つ課題を取り上げますと、保育園は交通事情、それからまた近隣施設の事情の変化によりまして、保育施設の安全性が保たれるのかという点を私もちょうと心配をしております。小学校については、答弁がありましたように、環境面では申し分のない環境のもので子供たちも学ぶことができると思っておりますけれども、ただ、今言ったように、空き教室も開校当時は341人で2クラスで対応しておいて、今現在は28年度は78名ということで、今後このような数字で推移すると思うんですけれども、空き教室も上手に効率よく使えればまた出てくるし、一番思ったのは、もったいないというのが私の直感で申し上げたわけですが、この件について、教育長はどう思っているか、お考えをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

最初に、保育園の環境ということにつきましては、大規模改修を行わせていただきました折に検討させていただきました。その時点で、従来まで大変低かったフェンス等を高くさせていただいたり、それから老朽化しておりました門とゲートを頑丈なものにさせていただいたり、こういったことで、あの場所でできる安全対策につきましては、大規模改修の折にできる範囲のことにつきましては手だてをさせていただいておるというふうに考えております。

また、環境的には周辺が道路に囲まれておったりということもありますので、保育園の運営上、十分に注意をしますとともに、特にスクールバス等は、従来、国道側にとまっておりましたものを停車、乗降者の場所を変えて一方通行で入るなどの安全を図らせていただいておりますというのが現状でございます。

それから、小学校の空き教室は、先ほど来、説明をさせていただいておりますように、実質あいておりますのは2部屋になってきております。ランチルームにありました図書のスペースを正式に空き教室といいますか、余裕教室のほうへ移して、図書スペースとして活用いたしておりますし、書き初めや夏休みの作品展を広い場所を使って行わせていただいたり、それから放課後子ども教室がメニューごとに幾つかの活動を同じ日に行いますので、その一つ二つの活動の場所になったりということでございます。

先生方も空き教室を有効に使うような手だてで行ったり、またグループ活動の場所として使ったりというふうにさせていただいておりますので、議員御指摘のように、今後も有効な活用と効果的な維持管理をさせていただきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、今井保都君。

○6番（今井保都君）

せっかくの機会というか、教育長の答弁は久しぶりですので、もう1点だけ、私お伺いしたいと思います。

平成28年度予算は、産業面の振興だけでなく、子育て支援とか教育の充実を積極的に進めていく予算となっております。特に施設の充実がうかがえるわけですがけれども、都市部では、ちょっと新聞を読みましたが、子供を育む施策の中で、特に教育の格差が本当に都市部では起きているという、これは経済の格差が出てきた反面、こういったことも起こるんだろうと思いますけれども、そういった中で、無料で塾を充実させるといったような予算もできている都市もございます。その中で、村の教育の今後について、教育長がどんなことを考えてみえるのか、もしお聞かせできたら、ちょっと聞かせていただきたいということをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

少し広い視野での御質問をいただきましたので、現在考え得る部分ということでお許しをいただいております。

議員御指摘のように、非常に子供の人数が少なくなって、そうしたところの変化というのは出てくるというのが予想されます。そういったときに、先ほど来ありますように、細やかな対応と、それを生かす施策を東白川村教育ビジョンを基本としながら展開をさせていただきたいというふうに思っておりますし、それから、子育てを取り巻く環境の整備ということにつきましては、村長の指示のもとで、本年度より子育て支援室ができて、そしてそれにかかわりながら、数々の子育て支援策があって、この子育て支援策の内容や種類は、本当に日本一に近いほど充実をいたしておると思いますので、そういったことはさらにPRをさせていただきながら、しっかりと親御さん方が安心をしていただけるような対応にさらにさせていただくことと思っております。

それから、都市部でも山間地域でも変わらぬ学力をきっちりとつけていく、これは非常に大事なことです。都市部の40人学級と比べますと、20人という小規模な人数であるがゆえに、きっちりとやれる手だてがあると思いますので、そのところを先生方にもしっかりと担っていただく、そんなことで思っております。

いずれにしても、これは保育園、小学校、中学校が元気な育ちの場だとしてしっかりとやっていけること、そして楽しい学習・文化・スポーツ、これは大人の皆さんの余暇時間がきっちりと充実していくこと、そんな教育の姿を目指させていただければと思っておる次第です。

○議長（服田順次君）

次に、1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

中高生たちの休日の学習場所、学習施設について質問いたします。

村の中で休日に中高生が学習する場所、施設がありません。役場別館2階には、公民館図書室が

あり、その場所に机が2カ所、これが唯一の学習スペースとなっているようですが、この2カ所では十分な学習場所にはなりません。1人が使っていると、2人、3人と学習をするために来てもできないですし、現在は、学習を目的として来る人はほとんど見かけないのが現状です。

村から通う高校生の人数がふえたことで、休日、村にいる子供たちがふえました。高校生たちは、環境の整った場所で勉強しようと、今は村の公民館図書室には行かず、白川町の学習館、美濃加茂市の東図書館などに行き勉強している子がいます。子供たちに聞くと、村の図書室では、勉強しようと思っても、小さい子が遊ぶスペースも一緒にあり、落ちついてできないと言います。今の図書室にある机では、学習する環境が整っていないのです。

長期の休みや土・日に子供たちが自由に学習できる環境の整ったスペースを子供たちの学力向上のためにつくっていただきたいと思います。そんな場所、施設ができないか、村長にお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

公民館図書室の活用は、勉強には非常に適していると思われませんが、議員の言われるような状態ということだと、村の図書館、図書室内では十分な場所はないと、そういうふうに思われます。

また、高校生が、町の中ではファミレスやカフェ等を利用して勉強する姿もよく見られます。村でも、総合計画の前期、平成30年度に公民館図書室のわくわくスポットの有効活用策として、学習スペースの整備事業で間仕切りをして、机等の増設を予定しております。

また、この3月26日に竣工式を迎える神土の交流サロンは、休日における中高生の学習場所としての利用をしていただくことも運営委員会等に提案をさせていただこうと思っております。

28年度以降の交流サロン計画についても、こういったニーズにも対応できるように、ハード、ソフト面で視野に入れて考えてまいりたいと考えます。

こうした既存の施設を有効活用することと、今後建築する交流サロンで対応していけると思っておりますので、現在では新たな施設の早急な整備は考えておりません。

教育課長から状況等について補足をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤保夫君。

○教育課長（伊藤保夫君）

それでは、補足をさせていただきます。

議員の御質問にありました高校生等の近隣市町の図書館の利用でございますが、白川町の学習館では、平日の利用は、主にテスト期間中で午後から夕方までの利用が多いということです。平均の利用人数は、1日8人程度で、土・日は平均四、五人ということでした。この人数は、東白川の高校生だけでなく、高校生全体ということです。また、小・中学生の利用は、学習館での催し物や習い事があるときに多く使用されているそうです。

以上で補足とさせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

神土の平にできる高齢者交流サロンですが、今、村長が言われたように、子供たちの学習の場として使っていいということならとてもうれしいことです。しかし、高齢者交流サロンという名前で、村民の皆様の中には、高齢者しか使っていけないというような認識も持たれている方もおられます。この名前は仮称で、今現在、募集をされているようですが、4月からスタートするのに今募集して、親しみが湧くのかどうか、それは疑問です。今現在、子供たちも若い人たちも使えるような、親しみを込めていけるような、そんな名前で今募集、どんなふうになっているのかお知らせしていただきたいのと、あと、今の交流サロンを使っていいということですが、使ってみないとどんなものかわかりません。新しくつくられる五加や越原のサロンも同じようなことになってはいけいないので、少し様子を見られて、使い勝手のいいものにしていていただきたいと思います。

あと、3年ぐらい前なんです、私がまだ議員になる前に、一度、前村長と教育長に高校生を持つ保護者の有志で学習室の設置のお願いの文書を出させていただきました。そのとき、教育長は、中学校の土・日の開放を考えているというお話をされていましたが、今はそれはどういう考えでえられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私のほうから、交流サロンの件についてお答えをさせていただきます。

確かに準備が多少おくれておるかなという御指摘、これは真摯に受けとめたいと思いますが、現在、愛称については120件ほどの応募がございまして、これを設置していただきました運営委員会の中で選定をしたいなと思っております。3月になってからの選定ということで期間が短いよという御指摘は最もかと思いますが、できる限り、世代間交流ができる施設であるという意味、そして、今おっしゃったように、夏休みなどは子供たちがそこで勉強ができる環境づくり、これについては運営委員会の皆さん方と十分お願いをして、留守番をしていただく形になりますので、行事があるときとか、そういうものとの調整は必要かと思いますが、この日とこの日は使えるよということが皆さんにわかっていただけるような運用の仕方に十分配慮をしまいたいと思います。使っていてこその施設でございしますので、有効活用を図りたいと思います。

そして、おっしゃったように、使い勝手のいいということにつきましては、使っていただいた後、子供たちの意見も聞いたりして、五加や越原の設備をするときに反映をさせていきたいと、このように考えております。

それから、中学校の図書室の開放については、教育課長から補足説明をさせます。

○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤保夫君。

○教育課長（伊藤保夫君）

中学生の土・日、長期休暇等の開放についてどう考えているかということについて答弁させていただきます。

既存施設であります中学校のミーティングルームと図書館の長期休暇の使用状況について、まず説明のほうをさせていただきます。

ミーティングルームにつきましては、主に夏休み中の中学校による個人学習の場所として、朝9時ごろから3時ごろまで使用されております。ことしは15日間の利用があり、多いときで五、六人、少ないときで3人ほどの子が利用をしました。日直の先生の受け持ちの教科に合わせて来る子も多いようです。また、図書室は夏休みの前半は吹奏楽部がパート練習に主に使用をしました。ただ、図書室においては冷房機能がございません。

このように、既存の施設について、長期休暇も大部分の日数が個人学習や学校での三者懇談等の行事に使用されている実情からも、試みとしては、交流サロンを活用いただければと考えております。仮に高校生が学校施設を使っていただく場合には、ルールづくりや規制等も必要になってくることが予想されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

御質問の中に、以前、そうした要望をお出しくださってという部分がありまして、その折に中学校施設の活用も可能ではないかというようなやりとりをさせていただいたということでございます。

そのやりとりといいますか、その要望に対しましたこちらの対応としましては、そういったテーマはありますけれども、小・中に限らず、村民の皆さんがそういった場所が必要ということであるのならば、今の第5次計画の前期の後半のところ、先ほど言いましたところでわくわくスポットをそういうふうにすれば、中・高の皆さんに加えて、一般の皆さんもお使いをいただけるんじゃないか。要望を踏まえて、そういう計画に追加をさせていただいてやらせていただいているというのが実情です。

それから、学校施設をお使いいただくということは、学校施設の設置基準と管理規定から可能でありますが、これは今社会体育に使っておっていただくように、小・中学校の使用しないところを教育委員会の責任で貸し出しをさせていただくということになりますと、毎回毎回、そういった使用団体をつくっていただいて、その方々に許可をして、教育委員会の責任で施設を使っていただくとその辺が煩雑になりますので、ここらあたりはわくわくスポットの有効活用で不特定多数の方が御自由に出入りできるような活用のほうがいいのではないかという判断を現在のところいたしております。

そういったところも、先ほど来お話になっておるサロンの有効活用が非常に使いやすく、和気あいあいとできるよということが出てくれば、これはまたわくわくスポットのほうの需要が減るということも考えられますので、そこらあたり等状況を見させていただきながら前向きな対応ができればと思っておりますので、お願いをいたします。

○議長（服田順次君）

次に、4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

きょうは、今後の村の集落営農推進について質問をさせていただきます。

昨年から大明神地区、親田地区で集落営農を立ち上げ、組合を成立され、白川町から集落営農に実績のある方の指導をいただき、初めての収穫も終え、まずまずのできであったと伺っております。

今後、村の農地の保全を進めていくためには、現在の農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな壁となっていることは間違いのないことです。現在の補助金体制と今後の村の集落営農への支援がどこまで積極的に進められていくのかも不透明なものです。新世紀工房の農業サポート部門の分社化を行い、ライスセンターの運営も含め、農業公社の設立を今年度目指しておみえですが、今後、他の地域で集落営農への取り組みを新たに検討されているところはあるのでしょうか。

この取り組みを推進していくためには、助成金は無論ですが、人的な支援が最も大切であり、先ほども申し上げたように、村の高齢者比率が40.4%と非常に高い状況の中、団塊の世代の人たちが既に67歳を迎え、組織を立ち上げて10年後には運営していくことがままならないというのが現状であると思います。

こうした状況の中、人的な支援がない限りは、集落営農法人化への道も大変厳しいものと思います。村民の皆さん方は、集落営農取り組みへの関心には非常に高いものがあると思います。それぞれの地域の実情も解決し、集落営農への取り組みを推進していただけることを期待するところであります。

村長は、特別な支援策を何かお考えになっているのか、公社設立も含め、集落営農推進へのアイデアをお考えになっていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

公社設立も含め、十分な研究と検討を行っていただき、取り組んでいただけるよう、ここにお願いをしておきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

集落営農の取り組みについて御質問でございます。

新たな取り組み地区、活動への支援の内容については、後ほど、産業振興課長に答えをさせます。

公社設立を含めた集落営農の推進については、まず公社は新世紀工房から切り離した農業環境サ

ポート部門及びライスセンターの運営について、確実な運営を進めたいと思っております。協定集落代表者会議、あるいは農業委員会等でも農家の方々は今までと何ら変わりませんと説明をさせていただき、安心をしていただいているところでございます。

この2つの事業については、集落営農の運営と直結した組織であり、今後の農業支援活動にはなくてはならない組織だと考えております。集落営農については、大明神の作業班方式による全体管理、親田方式による各自農地管理方式が組み立てられ、どちらもよい点があり、今後進めようとする集落についてはよいお手本ができました。

また、圃場整備事業のときに見られて話し合い活動が活発になりましたので、こうした動きを全村的に広げていきたいと思っております。

ことしはといいますか、昨秋のことでございますが、稲刈り時期に天気が悪く、コンバインで刈り取りができない水田が村のあちこちで見られましたが、親田営農組合の中にもこのような水田が6枚ありました。しかし、集落営農での話し合いにより、人力による共同作業での刈り取り、はざ干しが行われ、難を逃れました。

このように、話し合い活動は共同作業への取り組みのみならず、水田農業の取り組み、ひいては荒廃農地の情報等が飛び交うことになり、その解決にも多くの意見が集約され、村の農業を支えることにつながり、少しでも明るい展望につながると感じております。

この集落営農運営への人的な支援については、引き続き集落営農推進員による支援を行います。また、役場の退職者による参与室を整備しますので、この参与室での支援も将来的には進めていこうと思っております。実際に集落営農を運営していただく方々については、高齢が進む中、組織の広範囲化が必要となるため、将来的には東白川村で一つの集落営農組織として運用する方向を目指したいと考えております。

以下、新たな取り組み等については、産業振興課長に答えさせます。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 樋口章久君。

○産業振興課長（樋口章久君）

それでは、新たな取り組み地区と活動への支援についてお答えをいたします。

初めに、めぐみの農協の座談会が2月4日から12日にかけて村内16カ所で行われましたので、全てではありませんが、お邪魔をして、集落営農についての説明を行ってまいりました。

ほとんどの集落で、年寄りばかりになり、集落営農は必要だという意見が多く見られましたけれども、いざ取り組むとなると、やはり事務的な処理をどうするかという問題があるということで、二の足を踏まれる集落も少なくありませんでした。それについては、先ほど村長の答弁にありましたように、人的な支援をしていきたいというふうに思っております。集落営農に興味をお持ちで推進されようとする集落が、西洞、日向の2つの集落でありました。西洞集落は、昨年から話し合いを進めておみえになりますけれども、既に肥料等の注文も済んでおりますので、そのことが混乱するといけないということから、ことしの秋から取り組みを考えておみえになります。

また、日向の集落では、イノシシの柵を2年かけて張られました。その施行が終了したということから、28年度から本格的に話し合い活動が始まるということを知っております。

以降については、神付、栃山、黒渕といった集落へ波及していけばというふうに思っております。

集落営農の支援につきましては、先ほど村長の話の中にありましたように、集落の営農推進委員を今までどおり発注するということを思っております。JAの横家さんを今までお願いしておりましたけれども、横家さんは、実はことしの3月末でJAを退職になられました。白川町の臨時職員として働かれるということでしたので、白川町と話し合いをし、また本人の意向も聞き取りをしまして、今までどおり1週間に2日程度、東白川村へ来ていただくということを勧めております。ただし、公社の職員として働いていただくということになると思います。

それから、農地流動化の奨励金につきましては、今までどおり1反歩当たり1万5,000円の補助を行います。この補助金については、農地の荒廃につながるばかりではなくて、集落営農の大きな収入源になっておるというものでございます。集落営農の推進事務費を助成しますということで、新しく組織を立ち上げられる場合、また組織を運営していくのに必要な事務費ということで、一組織についてですけれども、10万円ずつ3年間支援を行います。大明神、親田については2年目となるということでございます。

それから、集落営農で必要な施設、機械の整備を支援しますということで、集落営農を始めますと、肥料の管理、機械の管理といったものが集中的に必要になりますので、そうした資材倉庫、それから機械等についても補助をさせていただくということで支援を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

この集落営農への取り組みが他の地域にも広がっていくということは、代々引き継がれてきた農地が守られ、さらには村の景観も損なわれずに済むということで大変ありがたい話ではございますけれども、先ほども課長のほうからの答弁にもございましたように、いざ自分たちの地域のこととなりますと、やはり高齢者でもある、また後継者不足ということもございまして、なかなか積極的にこれに取り組もうという地域が出てこないというのが現状でございます。

管理につきましても、農地がさまざまなところに点在しているということで、水の管理から、また先ほどの日向のように、もう既に防護柵ができているところはいいいわけですが、その防護柵の管理、あるいは肥料、消毒についても、この集落営農だけに携わっているわけにはいかない。トマトを栽培されている方、また茶業をされている方々におきましては、やはり集落の中で数人の方が中心となって、この集落営農を進めていただかないとなかなか進んでいかないというのが現状でございます。

それとまた、地域によっては白米と餅をJAのほうで委託をされて栽培されている地域もござい

ます。こういったところが、白米と餅と同じ条件でやっていくということが果たして可能なのかなというような、こんな話もお聞きいたしますので、そこら辺のサポートもしっかりしていただきたいなと思います。

それと同時に、ここ数年来、茶業のほうでも大変不振な状況が続いております。この基幹産業の一つでもある白川茶を今後もしっかりと村としてもサポートしていただかなきゃならないと思いますけれども、この農業公社を設立されて、茶業のほうへの販路の拡大等にも果たしてこの農業公社というのはある程度何とか推進していただけるような形に設立されるのかどうかも含めて、村長のほうから答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

まず、集落によっては高齢化があり、いわゆるリーダーとしての人材がなかなか得られないので、仕事が進まないということの御心配、あるいはつくっている作物によって調整がきくのかどうかという御質問があり、これは承知をしておるところでございます。

これは、最初に答弁いたしましたように、やはり話し合いで解決策を見つけていっていただくということが一番大事かと思っております。そのための支援、推進委員としての横家さんの配置ということで、十分に活用いただけるかなと思っております。

ただ将来的に、現在、今、西洞、あるいはほかの地域というようなお話ですが、それぞれ壮健な方が中心として農業を進めていける人材のある集落もあるわけでございますので、そういった方々に情報をしっかりと提供して、先ほども言いましたように、大明神と親田というお手本ができましたので、その中でどういう取り組みがあったのかというのをしっかりと調査をしていただいたり聞き取りをしていただいたりすると、おのずから道も開けていくのではないかなというふうに思います。

もっと先を見据えますと、総務省が行っております集落支援員制度というのがございまして、一定の助成金のもとで集落のいろんな事務事業等の支援をする、仕事をする方に対して助成が出るという制度がございます。これについては、前々から議員の皆さん方も承知をしておっていただけることかと思いますが、この導入については今年度予算には組み込みませんでした。私としては研究する余地が十分あると、集落営農を推進していく上でも、こういった制度があれば、高齢化に対して対処していけるのではないかなというふうに考えておりますので、先の対策としてはこの制度を視野に入れております。

それから、先般、農業委員会が主催をいたしまして、新しい農業に取り組んでみえる方々、あるいは生産団体の代表の方々と農業委員の皆さんが懇談会をやられました。これは非常に有効な会議になりました。このときにも集落営農のお話、決算内容、こういったものをそれぞれ集落代表の事務を実際にやった人に出席をしていただいて話を聞いていただきました。さっき言いましたのは、

そういった情報公開といいますか、情報の共有ということが非常に大事なかと、まだその事務を始める前から大変や大変やと思っておられる部分があるのではないかと。実際やってみれば、キーマンさえおれば意外と進んでいくのではないかとというような感覚も持った会議でございました。

それからもう1点、茶業振興に対して、新しくつくる農業振興の会社、公社という表現を、今つくっていますが、株式会社になるという予定なんです、これがどういう会議をしていくかということでございますが、先ほども申し上げましたように、当面はライスセンターの運営等のサポート部門の運営をしていきます。ただ、ことしの東白川製茶組合の総会等でお話があったように、当面5年間のアンケートをやっていたところ、ほとんどの方々が自分たちのできる限りは守っていくよというような方が多かったので、28年度の作柄については、組合は生産調整をしがてら守っていくという結論でございました。

これについて私のほうは、ゾーニングという概念をずうっと話をしておりまして、生産茶畑としてしっかりと農業生産として茶畑を管理しているところ、そして、いわゆる家の周りの景観といいますか、先祖伝来の田畑を守っていく、そういう観点でできる限り手入れをしていきたい、そういうお茶、全く相続ができないとか、あるいは相続者も村外におってやれないというようなところについて、現在は流動化の資金を利用させていただいて、特定の茶農家にほとんどが受委託の関係でこれがやられている。五加については、五加茶生産組合がそれを受けていっていると、こういう形でございます。

将来でございますが、私の構想は、この新しい会社が確実に事業が推展できるようになりましたら、そこへ若い労働者を雇用して、そういった引き受けができて、茶畑に限らず、ほかの作物をつくる農地として守っていけるような事業にも将来を展開してまいりたいと思っておりますが、現在のところ、具体的にそれに対する資金需要の計算とか人の手当等はありませんが、定款等の整備の中には、そういうところにも十分対応できるような会社にして、もともとが農地を守り、農業を守り、そして雇用を促進して人口を減らさないという目的で戦略の中で組み立てた会社でございますので、今、議員御指摘のような面についても十分対応できる会社で育てていきたいと。これは皆さん方の力をかりながらやっていかなければいけないと、そういうふうに考えております。

以上で答弁いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

せっかく村の農地の保全を進めていかれるということでございますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

ふるさと納税の還元品の中でも東白川の米というのは非常に評判がいいわけでございますので、このものをしっかりと守っていただきたいと思いますし、お茶についても白川茶のブランドもしっかり守って、現在、緑茶の生産に取り組んでおられますので、しっかりとこの点についても

サポートをしていただいて、村の環境を守っていただきたいと思いますので、この点をお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は10時50分から行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

FM告知放送と屋外スピーカーの開始と運用について質問をいたします。

4月より東白川村の歴史の中から有線放送の機能がなくなります。思い起こせば、私の子供のころ、私の家に固定電話がなく、唯一の通信手段で通話料がかからなく、ありがたく利用したものでした。現在では、携帯電話の普及に伴い、固定電話の利用も減ってきています。多くの家庭でもそのようなであったかと思います。今日までこの設備が維持されてきて、本当にありがたかったなと思っています。有線電話がなくなっていくこと自体には、固定電話のないお宅には個別対応もしていただけるようですし、仕方のないことだと理解しております。

行政では、広報などされてみえますが、いろいろなところで聞いていますと、有線放送の機能が撤廃されることは、まだ多くの村民の方がよく理解してみえず、御年配の方からは、集会所とか固定電話のないお宅へ電話をかけるにはどうするのという声も聞こえてきます。

東白川村では、集落、近隣のつき合いが密にできていますので、通常の生活の中では大きな問題はないと思いますが、いま一度、村民の方々にはFM告知放送機器の取り扱いとあわせて御説明いただく機会を設けていただきたいと思います。

さて、私の議員としてのライフワーク、防災の観点から質問させていただきます。

昨年の予算の村長説明では、防災対策事業として説明がありましたFM告知放送設置事業についてです。

サーバー（取り付け用の端末機）、また取り付け工事、そして3カ所の屋外スピーカーの設置工事が現在、年度末に向けて進められています。4月からその運用が始まるわけですが、現在ある災害時の緊急告知情報発信手段である東白川村メールの登録状況について報告を求めます。

次に、国から発信され、住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム（Jアラート）は、原則、同報無線等を自動起動させるもの、市町村の設定により自動起動させるもの、自動起動させないものと情報の種別によって3つの区分に分類されるわけですが、新設される屋外スピーカーにおいて、

どのように運用され、どのような効果を期待されるのか。また、携帯電話会社がそれぞれ行っています緊急速報、いわゆるエリアメールのサービスでは、気象庁が配信する情報が従来は地震や津波の情報に限られていましたが、昨年11月19日から、大雨、暴風、大雪、噴火などの特別警報も配信されるようになっていきます。

これまで述べましたように、多種多様にわたる情報を得られるということは、私たちにとってありがたいことであります。しかし、情報が複雑化する中、どのように発信されるのか、受け手にとってもしっかりと勉強し、自分の身は自分で守るを実践してもらうためにも、今年度、防災無線の有効活用もあわせ、情報に関する総合的資料作成と総合防災訓練に反映させることが必要と考えます。

村長のお考えを伺います。情報は相手に伝わって初めて情報として価値が出ます。せっかくのFM機能を持った新しい機器の導入と屋外スピーカーが村民の安心・安全につながるようにつけ加え、質問を終わります。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、前段の有線電話のみの方への対応状況ですが、総務課情報通信係の本年度事業において、各御家庭にFM告知端末機設置作業を進める中で、個人のお宅を訪問し、対応内容を説明し、御本人さんの意向の聞き取りを進めております。

2月末までに村の制度を利用して固定電話を設置すると回答された方は、まだゼロという状況にあります。順次、設置に合わせ説明と希望の聞き取りを行い、希望者には固定電話の設置に要する費用を支援してまいる予算を計上させていただいておりますので、それで対応してまいりたいと思っております。

次に、固定電話のないお宅へ電話をかけるには対応ですが、固定電話の設置を希望されない方には、携帯電話の利用になるかと思えます。携帯をお持ちでない場合は、告知放送のお知らせ情報が一方的に届くのみとなります。通信手段がなくなるようなケースはなるべくなら避けるような御理解をいただいきたいと考えています。

これについて、固定電話がなくなることを周知し、FM告知放送機器の取り扱いについて、CATVの番組を通して、なるべく機会を多くして皆様にお知らせをしてみたいと考えております。

また、本事業におけるサーバーは中央調整機能を、各戸の端末機はお知らせ情報の通告手段に、3カ所の屋外スピーカーは施設周辺への屋外のお知らせの情報手段となります。

次に、東白川村メールの登録状況についてですが、東白川村メールの2月末現在の登録者数は1,225人となっていることを報告させていただきます。

次に、瞬時緊急災害通報伝達手段のJアラートにつきまして、これはテレビでは12の2チャンネル、村の河川監視カメラの映像では、このチャンネルで自動的に国民保護情報と災害情報がテロップで流れるようになります。また、同じく告知端末を置くと、屋外スピーカーにおいては音声で流

れるようになりますので、住民の皆さんにCATVを通じてお知らせをする機会を設けてまいります。

なお、屋外スピーカーについては、今回の整備結果を踏まえ、地域ごとの状況を把握しながら、外部スピーカーの必要性等を検討してまいります。

次にエリアメールについてですが、この通信手段は、行政側には受け取るのみの情報となっています。役場においては情報把握次第、内容に対応した情報を住民の皆さんにお知らせをしていく対応をとります。

防災無線の活用もあわせ、情報に関する総合的資料の作成と総合防災訓練への反映についてですが、資料の作成については複雑化する中で、住民の方にとって一番わかりやすく便利に利用しやすい状況にあることが大切であると考えます。

したがいまして、受ける側の住民の皆さんへは、平常から端末機をお聞きいただくこと、また防災訓練はここ数年、避難に重点を置いた内容で防災無線を取り入れた訓練となっています。今後は議員御指摘のように、今年度から整備して充実をしてまいります情報伝達手段を効果的に活用した防災訓練への反映、また消防団や消防署、消防防災関係機関との協議も進めながら対応をしてまいりたいと考えております。

最後に、FM機能を持った告知端末と屋外スピーカーが村民の安全・安心につながるよう、こういう提案については全く同感でありまして、私の選挙公約と今まで進めてまいりました災害に強い村の実現への取り組みの成果を上げるためにも、皆様方と一緒に村民の幸せと安心・安全のための最も効果が上がるよう、今後とも発展的に考えてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

まず、東白川村メールの登録者数1,225人が多いのか少ないのかというのは、ちょっと判断に困る数字ですけれども、いずれにしても、多くの方がこれを持っていただくということが、いろんな情報を知れるので、これを登録するのにはどうするのやという方もまだ今は見えるので、こういったことと、先ほどあった防災訓練については、この2年ほどは避難困難者のことだとか、到着してのチェックだとか、こういったことが主なわけで、防災無線についても、27年、昨年の夏に行われたものについては、役場への報告だけのような形の使い方だったと思いますので、こういったものをもっと試験的に構ってみるだとか、こういったときに前回お願いした木造住宅の耐震化の案内だとか説明だとか、防災備蓄倉庫の説明であるとか、こういったものをもう少しメニューを濃くしていただいて、訓練の時間が長くなるかもしれないですけど、もっとみんなに危機意識を持った防災訓練に今以上になるといいと思いますので、その点をもう1点伺います。

次に屋外スピーカーの件ですけれども、今回、3カ所に屋外スピーカーが設置されたわけですね。

れども、本来、防災の観点から申しますと、消防団のコミュニティーセンターであるとか、避難所、集落の中心部など、多ければ多いほど住民にとってはありがたいというのは事実なんですけれども、東白川の地形ではかなり設置数になることだとか、防災無線、CATV等の関連について、現在まで協議されてきた上での現状だというふうに思っております。

こういった中で、今回、何で3カ所がああいったところやったかなということもちょっとお伺いしたいのもあるんですが、どちらかというと、22年9月の定例会において現在の3番議員が一般質問され、当時の参事、村長が答弁されておるところに、河川におけるという、外来者など、加子母からの鉄砲水の対応という、こういったものがこの3カ所というのにかかわってきたかなというふうに思っておるんですが、この2月26日に試験放送が行われました。この際に、工事途中ということで視察をさせていただいたんですが、1カ所について30ワットのスピーカーが2つずつ、最大ボリュームで試験をされたということですが、五加グラウンド付近のものは、白川茶屋付近には届きます。五加センター付近はチャイムでさえ聞こえないという現状でした。役場屋上の設置のものは、鮎ヶ瀬会館付近であるとか、中川原公園の河川事業所の多い地点で不明瞭でありました。越原センター付近のものは、山共さんの付近やトマトの選果場付近では全く聞こえないというような状況で、こういった状況を踏まえて、災害のとき、まだこれに雨が降っているとか風が強い、こういったときにはもっと聞こえにくくなる現状になると思います。

河川を優先するという言葉、先ほど村長のほうから出ていませんであれですけれども、まず河川というのは、大水が出たときだとか鉄砲水、鮎掛けであるとか、イベントをやってみえるときに何かあったときには一番最初に対処しないかん場所かなということも思いますので、こういった部分を優先していく中で、今の設置状況では予算をかけた価値がなく、効果を発揮できていないことになると思います。

28年度予算では、この屋外スピーカーに関する予算というのは一切計上されていないわけなんですけど、まずこの3カ所のスピーカーが東白川村の地形でどのように機能を発揮してくるかということがちょっと明確になってきましたので、今後の気象条件等も踏まえて新たに設計をし直して、今回3カ所は早急に、また3カ所以外の河川の利用の多い場所、こういったものを優先的に整備される計画は28年度に計画の予定をされないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、防災訓練の内容の充実についての御質問といいますか、御提案については私も同感でございまして、先ほど答弁しましたように、整備をいたしました機器が上手に使えるように、あるいは村民の皆様方にしっかり使い勝手について理解をいただけるように、また整備を進めております防災備蓄倉庫の運用、こういったことについても自主防災会とも連携をして、しっかりとした防災意識を醸成していくということが必要かと思っておりますので、このような訓練に改めてまいりたいと考えております。

また、以前御指摘をいただいたボランティアセンターの立ち上げ等の訓練もメニューの中に社会福祉協議会の中では考えていっておりますので、お伝えをしておきたいと思います。

それから、屋外スピーカーの件でございますけれども、平成22年に河川より下への災害への通知というようなことを答弁したという御指摘をいただきました。確かにしたようなことを思い出したわけなんです、今回は最初のことでございますので、設置しやすい場所ということもあったり、その効果を見きわめたいということで、議員視察をいただいた3カ所につけました。やはりワット数ですとか、ラウンドスピーカーの形態ですとか、いろいろで、なかなか遠くまでは届かないよというような内容の報告書を読んでおります。河川の全線をカバーするような設置の状況というのは、これはまたこれでいろいろな差しさわりもあったり、そこまで整備できるのかどうかということはございますが、そうだけれどもふやしていく方向では考えたいと思います。

28年度は当初予算のところではまだ結果が出ておりませんので、組んでおりません。しかし、検証をいたしまして、また住民の皆様方からの御意見、あるいは議会の皆様方からの御要望等ありましたら、これについては対応していく。一遍に全村カバーということまではいきませんが、重要なところから少しずつふやしていく方向で検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

とりあえずとし、27年度につくったものについては余り効果がないので、早急に対応していただきたいのと、河川優先で、あとはまた集落等へも順番にで結構です、そのためにケーブルテレビとか、そういったものもありますので、順番に御検討いただきたいということと、今、ヘリポート建設を黒淵のところ、造成がちょうど進んでおるわけなんですけれども、ああいったところを建設される際には、一緒にあわせてやっていくのもいいのかなと。ことしもまた新たに、28年度もヘリポートを建設されることであれば、そういった場合に、逆にその場所だけでもスピーカーが使えるような仕組みです、ヘリがおりるときに近くに寄らないでくださいとか、そういったその地区だけの使い方もあるということですので、これから建設されるものについては、あわせて御検討いただいたほうがいいのかなということを思います。

官民一体となって防災に強い村、危機意識の高い村というのに取り組んでまいりたいと思いますので、それをつけ加えて、最後にもう一言いただければと思いますが。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ヘリポートは緊急時の集落の孤立を防ぎたいと。あるいは、急病のときにドクターヘリ、あるいはヘリコプターでの搬送をすれば人命が助かる、こういったために、順番にですが、村内に整備をしていく計画でおります。現在、黒淵地域、来年度は予算計上をさせていただいておりますが、地

域的には、神土、しかも親田を一応想定しております。ただ、用地の確保については、公用地があるわけではございませんので、提供いただける土地を公募いたしまして、越原のときにやったように、一番条件のいいところ、当然ながら物理的におりられるかおりられないかという問題もありますし、建設費用の問題、これらを点数で評価していただいて、総合防災会議の中で場所を決めていきたいと、このように考えております。

その後も順次整備をしていって、今御提案いただきましたように、そこに今のスピーカーがあるといいよと。非常にいい提案だと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

つけ加えますが、今年度、県の当初予算、現在審議中の予算の中に、ヘリポート整備に対する補助金が上がっております。これは孤立集落をなくするためのことに対して県が支援をするよということで上がっておりますので、早速、可茂の県事務所のほうへは、東白川村は計画を持っているよということで、ただ、孤立集落という概念が非常に、例えば親田を想定しますと、道路は幾つもあるので、果たして孤立と言えるのかどうかとなってくると補助が得られないので、もう少し中山間地域の実情を考えて、対応がしやすいような補助制度にぜひお願いしますというようなお願いをしておきましたら、そういったことを県庁の防災課のほうへ先日伝えたということで、それを検討するから、箇所要望があったときには上げてくださいという大変ありがたい返事を県事務所長からもいただいております。内容によって、まだ確定的ではありませんが、県の補助もいただきながらやっていく事業になるのかなというふうに考えておりますので、御期待をいただきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（服田順次君）

続いて、3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

農業公社と集落営農について質問させていただきます。

このたび村による農業公社の設立がいよいよ現実的なものになってまいりました。

そこで、蛇足かとも思いますが、農業の法人化に対しての質問の参考になればとの意味で、農業を法人経営で行うメリットを農林水産省のホームページから引用する形で御紹介させていただきたいと思います。

法人経営のメリットとして次の6つが上げられておりました。

1つ、経営管理能力の向上、2つ、対外信用力の向上、3つ、経営発展の可能性の拡大、4つ、農業従事者の福利厚生面の充実、5つ、農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保することが可能であること、6つ、農業法人に就農することにより、初期負担なく、経営能力や農業技術を習得できること、以上が抜粋部分をまとめたものですが、農業に従事しようとする者にとっては、ようやく他の産業と肩を並べられる条件が整う、そんなうれしい予感を感じさせてくれます。それに加えて、今回は公社化を目指しておられるので、民営ではなく、公営化によるメリットについても2つほど触れておきたいと思います。

資産取得や経費負担への公金が投入できるということと、出向や事務の引き受けといったような人的経費を村が肩がわりできるということの2つです。これらは法的に約束されているものではありませんが、今までの村と第三セクターとのかかわり方を見てきますと、今回の公社に対しては出資率が100%ということもあり、同じ扱いになるのだらうと思います。

そこで1つ目の質問は、公金、公的労力をつぎ込むに当たって、村民のチェックが十分にきくという約束、そのための具体的な制度設計はどうなっているのか、それを確認させていただきたいと思います。

2つ目の質問は、集落営農についてです。

また再びおさらいになりますが、質問を考えていただくために、農林水産省のホームページから参考になる部分を紹介させていただきます。

まず、集落営農の定義からです。集落を単位として実施される営農となっております。集落の定義ですが、一般的には自然発生的な地域社会のことです。東白川では、全ての村民が含まれる各自治会が集落に当たります。

それとは別に、農業上、形成されているものを農業集落と呼び、この場合の集落営農における集落とは、その農業集落のことを指します。個別経営だけではなく、多数の小規模農家、もしくは兼業農家なども参画する形での担い手を育成する方法の一つが集落営農組織であるという位置づけになっております。

以上が紹介部分ではありますが、対象が規模の差はあれ、あくまでも農家に限定された文章になっていました。先ほど述べた農家の後継者でない人も対象とした法人化への話とは少し違っている部分です。

集落と農業集落がほぼ同一であった過去に対しまして、現在では集落の構成員の全てが農家だとは限りません。農家でない人に対してまで負担を強いることのない仕組みづくりを考えていただきたいと思います。

なぜなら、私は農業に従事することが義務であるような過去の農村のイメージは人口減少を招いた要因の一つかもしれないと思っているからです。人口増加を狙っている集落営農の施策がかえって人口減少を加速しかねないという懸念を感じるからです。この私の考えには、賛否両論どころか、恐らく異論を感じられる人も多いでしょう。ですが、あえて村長にそのあたりの考えを伺うとともに、1つ目の質問の村民と公社とのかかわり合いを含め、公社設立、集落営農に対する村長のさまざまな思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

新しく設立を予定しております農業公社、実際は農業法人としての株式会社にする計画でございますが、新会社には、公金、公的労力をつぎ込むことに当たって、村民のチェックが十分にきく制

度設計になっているかどうかという御質問でございます。

これは、議員が第三セクターへの事業内容と特に有限会社新世紀工房へのさまざまな御指摘、過去にありましたようなことへの配慮からの御意見と理解をしております。

新会社の役員構成は、村100%の出資で予定をしておりますので、村長である私が代表取締役を務める予定であります。そのほかには、村の農業関係団体である茶業振興会長、園芸振興会長、めぐみの農協の理事、協定集落の代表、農業委員会の総務小委員長、新世紀工房の社長、白川茶屋の代表者、青年農業者の代表の方をお願いする予定であります。

これは、村の農業振興に関するそれぞれの計画や実情、課題を経営に生かすためであります。監査役は、税理士を会計参与として設置し、監査役は置かない形に予定をしております。この会社は村の農業振興政策を実行していく会社であり、運営事務や財政実務、会計実務は村の職員が実施をまいります。そういう意味で、ふるさと企画や新世紀工房とは少し性格、状態が違います。村の事業の全ては、監査委員と議会がそのチェック機能を持っていることは、今さら私が説明するまでもないことであります。

議会を通じて、新会社の業務遂行状況や会計状況は村民に説明責任を果たしてまいります。当面はライスセンターと農業サポート部門の事業展開を担っていきます。将来は遊休農地の担い手としての農地を守ることや雇用を生む計画でもありますが、新事業に進出する場合などは、議会への報告と予算措置についての承認は当然ながらこれを得てから実施することになりますので、この点についても加えて答弁したいと思います。

そして、経営が安定してまいりましたら、新規農作物への挑戦や、それらを活用して6次産業化を図ることも視野に入れております。これらの事業に着手する場合は、当然村の職員だけでなく、民間の技術者や指導者の力が必要になってくると思います。新規に職員を雇用するような場合でも、必ず事前に議会に報告をし、御指導をいただくようにしてまいります。

また、集落営農の将来の東白川村の農業の形として今後議論を行っていただいて、全村的な集落営農組織になっていくのではないかと考えています。これは先ほど樋口議員の質問にお答えしたように、この形成過程では、このお手伝いを新会社の業務として行っていく考えでございます。

集落営農が非農家に対して負担を強いることがないようにとの御意見ですが、集落営農は協定集落の活動とも密着していくと考えられます。集落の機能維持や環境保全にも大きな力を発揮していることや、今後期待されていることも事実でございます。例えば集落内での集会への参加とか、環境整備などへの参加が非農家への負担と考えるかどうかは議論の分かれるところであるかと思えます。

新しい農業の形をつくり、そこに雇用を生み、人口増加をもくろむ、これが今回の新会社の成立の趣旨であり、集落営農の推進であると考えております。農業振興策が人口減少を加速しかねない、こういうふうには私は考えておりません。

以上、申し述べましたように、この会社は村の農業政策の実行組織であります。村の農業者、農業関係団体と密接なつながりを持ちながら事業を実施してまいりたいと考えてございます。

以上で答弁いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの答弁の中で、まず新会社に対しての村民のチェックの部分なんですが、先ほど実は新世紀工房とは違いますよとは言われました。でも気になる点は、前の出資率は50%を超していたので、やはり村長の権限というのは本来あったはずですが、あったはずですが、実は村長は御自分の多忙さについてどう考えておられるかわかりませんが、公社の運営だけを365日やっていただくわけにはいきません。ですので、私がちゃんと見守りますよといえども、村長という役柄の多忙さということを1つ踏まえますと、決して村長が責任をとるから、村民の目が行き届くという担保にはならないと、僕はちょっと不安を感じるどころです。

それともう1カ所、関係者、もしくは取締役の面々を先ほど御説明なされたわけですが、それは事実上、今回の会社と受益関係がはっきりされる方を中心に選ばれています。これは村民の目を行き届かせるという意味においては逆効果でありまして、なるべく受益関係、もしくは経済的な交流のない方が本来チェック機能の中に入っていない方がいいわけですが、残念ながら、先ほど村長が述べられた関係者は全て受益関係がはっきりしている方になります。

ちょっと余談になるかと思いますが、本来、議員という立場が役場との関係の中で受益がなるべくあってはいけないと法律的にも定められているのは特にそういうところでありまして、今回の場合でいいますと、新会社との受益関係がなるべくない方をチェック機能に設けるという仕組みがどうしても必要ではないかと考える次第ですので、後ほどそれについて、もう一度お考えを伺いたいと思います。

制度設計については以上ですが、今度は集落営農についてのお考えです。真っ向から村長は僕と全く考えが違いますと述べられましたので、ほぼ質問とは言いながらも、意見交換に近いような形になってしまうかとは思いますが、お許してください。

例えば協定集落の予算の持ち方で、僕は常々地域の集落の施設管理をどうしていくかというときに、必ず御返答が協定集落、要は農業予算をそのまま流用して地域を支えてくださいという形でずっとやられています。そのおかげで、集落における農業者の地位というのはある程度大きなものを持っています。それは悪いことだとは思っていません。ただ、残念ながら、さっき法人化の中で述べていたことが、本当は農業の法人化の中何がおもしろいかというと、今まで農家ではない、もしくは農地を持っていない人というのが積極的に農業にかかわっていく方法がなかったのが、法人化によって、選択肢の一つの中に農業にかかわっていける。これは選択肢がふえるという意味においては大いに期待できる部分だという意味で、法人化の話を紹介させていただきました。

ただし、今、村長のおっしゃられることをいいますと、村の中で生活していくときの選択肢の中に、農業と必ずかかわっていかなくちゃいけないという将来像が見えてくるというのは、これは選択

肢なのか、選択肢が狭まっていく方向なのかというところが少し気になる点なんです。ちょっとわかりにくいと思いますが、要は集落を運営していく、イコール農業を維持するという意味合いがより強くなってしまふ今回の政策について疑問を感じるということです。

それで、再々質問にならないように、再質問の中で1個加えさせていただきたいのは、全村を集落営農を目指していくという、実は先ほど4番議員の答弁の中にありました案件の中で、将来的に全村を1つにしていこうという考えは僕も大賛成です。なぜかといいますと、やっぱり後継者の数が減ってきている中では、全村が1つになることによって、向こうで余っている労働力をこちらへ持ってくるという幅が広がるということが期待できます。

ただし、その前段としましては、今はもともとある自治会ごとにあります営農組合を中心にして立ち上げようとなされています。これは、大きいところはいいんですけど、小さい地区になりますと、最初の立ち上げの段階で、どうしても農業をやってみえない方の労力を少し足りない、最初の立ち上げができないような懸念を感じているから、今の小さい集落のほうを手をこまねいてみえる、もしくは集落の中で農業者の割合が少ないところに限って、どうしても手をこまねいてスタートが切れない状態にあると思います。

それで、村長が今おっしゃられている方針ですと、先に集落営農を立ち上げていただく。その後、それを法人のほうへ集約するという方向性を考えてみえるみたいですが、実はこの問題を解決するためには、先に法人化でいきなり全村を目指したほうが、実はその辺の立ち上がりがスムーズじゃないかというのが僕の考えで、その後、参加者をどんどんふやしていきながら、その中に法人化を先にやっていますので、自分の家が農家ではない、もしくは農地を持ってみえない方でも農業に参加したいという方は、ストレートに就農していきやすい。そのときに、実は私はサラリーマン、もしくは別の産業で村に貢献している方は、そのまま法人との一定距離を置くことによって負担を強いられない、このようなことを僕の中では、方向性を変えることによって、同時に問題が解決するんじゃないかなという提案も含めまして、村長に再度お伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

再質問で3つ質問をいただいたと思いますので、順番にお答えをしてみたいです。

まず、村長の多忙さに気を使っただきまして、ありがとうございます。しかし、今回の農業公社は、当面のところでございますが、ライスセンター、そして農業サポート部門の運営について、私が現場を踏むというようなことは想定はしておりません。第三セクターであります新世紀工房やふるさと企画を民営化ということでされたときは、やはりあちらは小売サービス業の部分が非常に大きくて、毎日の売り場の管理ですとか、人員の管理ですとか、例えば碎けていいますと、何を仕入れ、どうやって売るかと、こういったことは現場でないと全然掌握していけないだろうと。人事のことも掌握していけないだろうということで、今のような体制がとられたということでございますが、大筋会社の経営方針ですとか、大事な事業の展開等については、最大株主としてしっかりと

コントロールといいますか、指示をしていくよと。私は村民の代表でありますから、村民の代表として意見をしっかり会社に反映していくよと、こういう体制を就任以来とってきたつもりで、現在もその体制で毎月の報告を受けたり、新規事業については必ず課長と同席して指示を出していております。

今度の会社は、最初からそこがちょっと違っておりまして、もう既にある事業をまず継承していくということで、私の命を受けた職員がこれを実施してまいりますので、このことについてはちょっと2つの第三セクターとは違うということをやまず御理解をいただきたいと思います。そういった意味で、先ほど申し上げましたように、私が事業推進をしていくことについてのチェックは議会の皆さんがしっかりチェックをしていただける。つまり、よくおっしゃられるように、車の両輪、あるいはアクセルとブレーキと、こういった関係でチェックがしていけるのではないかと。会社の内部に受益者でない方を入れて意見を交わしていく、これも、例えばそれは違った形で、役員会という形ではなくて、これは住民の意見の代表を持ってみるのは議員の皆様方ですから、議員の皆様方と役員会との懇談会をやれば、その目的は達していけるというふうに思います。そういった体制もとっていきなと今考えたところでございますので、あえて取締役会というのは事業を推進する機関でありますので、この会社の目的を達成するためにどういったことが必要かということを検定していく。それがアクセルを踏み過ぎたときにブレーキをかけていただくのが議会の皆様や監査委員であろうと、このように考えます。

車の両輪でございますので、ハンドルがぶれるととんでもない方向に車が走っていってしまいますので、ここは上手にコントロールをしてやっていきたいと、このように考えております。

したがって、御意見は大変参考にさせていただきますが、チェック機能ということについては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、私は説明責任を村民に対して、議会の皆さん、村民の代表の皆さん方に果たしていきますので、このことについてチェックをしていただければ可能ではないかなと。

しかも、当面の事業は今やっている事業を継承していくという、これは新世紀工場の経営改善にも一つ寄与するためにやった措置でございますので、その辺のところは御理解をいただいていると存じますが、村の事業として農業政策を進めていく会社であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから2つ目に、これは非常に難しい議論でございますが、協定集落、非農家との関係、なかなか御満足いただける回答にはならんかと思いますが、今、東白川村は農山村でありますので、やはり国の制度が農業に対するいろんな制度を活用するのが一番多いわけであります。したがって、多目的支払いの制度、昔でいうと農地・水、あるいは中山間地直接支払制度、こういったことで国からの交付金を得られると、これは最大限に利用すべきであろうと。これは農家、非農家にかかわらず、村としての景観であるとか自然とか、もともと大きく言えば日本の資源であります農村を守るための国の制度ですから、これを活用していくのは当然と考えます。

ただ、それぞれの集落でいろいろな取り組みがございまして、農家ばかりでなく、例えば農地・

水で水路を直すというようなこともやっていただいておりますが、これは細かいことを言いますと、例えば池にコイを飼ってみえる方への水も入っておるわけでありまして、全てが農家のためにというだけでなく活用がされているのではないかと。そのことについて、集落の中で話し合いが行われて、きょうは環境整備するよ、水路の整備をするよということに非農家の方が出席をいただく。これもそれぞれの地域ごとの実情で動いておって、特に問題になっていることはないかと私は認識をしております。

今後もそういう意味では、中山間地域、農山村への助成制度、補助制度等を活用しながら、集落の維持という観点にも活用してまいりたいと、このように考えます。

お答えになったかどうかはわかりませんが、答弁とさせていただきます。

もう1つ、集落営農のあり方について御提案をいただきました。確かにその方法もあろうかと思いますが、現在考えておりますと、それぞれ話し合いが始まったところとか、まだ全然無関心なところとか、様子を見ている集落だとか、先ほど4番議員の御質問に課長が答弁させていただいたような状況でございますが、白川町は実は3年、4年とやっております、それを今法人化しております。それは集落ごとの法人化だと聞いております。その法人化をなぜ大明神、親田ではとらなかったかという、その法人化するためにいろいろな労力が要るよというようなことが大きな原因ではないかと思えます。最初からやるよりも、とりあえず任意の団体で始めて、その後、制度的に適用ができるためには、法人化のほうがいいよというようなことがあったときには法人化したいという、このような考えで進められていると思えますので、そういったときには、今、議員が御指摘のように、それじゃあ村のほうで全体の法人化をして、そこへ加入していただく地域だけとりあえず登録をいただく、こういう方法もあるかなと思っておりますので、十分参考にしていきたいと思っている提案だと思えます。

それから、法人化については、こういった農業にかかわる会社ができたとすることで、先ほども言いましたように、そこへ人員を投入できますので、これから進めることで非常にスピードが上がっていくのではないかと考えています。

もう1つ、大明神の集落営農のお考えを聞きますと、実は飛び地といいますか、例えば黒淵はまだ全体では話は決まらないですけど、黒淵の農家が大明神の中へ入っていただいて、農地としては登録をいただいて、同じ方式で生産をさせていただく。農作業についても同じ方式をやっていただくんなら、それでも受け入れていきますということで、飛び地のことも受け入れていくという方針を打ち出されております。これらは、実はまだ全村民にそういうことが伝わっていないので、なかなか御理解いただけないかと思えますが、これから集落営農を進める中で、大明神についてはこういう考えで受け入れ体制もとってみえますので、こちらを選択されても大丈夫ですよというような方法もあろうかと思えます。これは全く新しい東白川方式と、いわば集落営農のあり方ではないかと。もちろん深く思考しておりませんので、お話し合いをする中で多少いろんな課題は出てくるかと思えますが、そこは先ほども言いましたように、話し合いの大事なところでお互いにそれぞれ少しは我慢をし、少しは協力をし、こういった形の中で農地を守っていくという姿勢が全村に広がっ

ていくこの活動を、この五、六年のところでしっかりとつくり上げていかないと、本当に農地が荒廃してやり手がなくなる。こういう危機感は私も持っておりますので、また皆さんの御指導をいただきながら、農業政策、農地を守ること、あるいは農業所得を上げることによって人口をふやすことについての施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。今後とも御指導をよろしくお願いして、答弁いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいま3つにしっかり分類をしていただきましたので、そのままその3つの分類に準じて再々質問をさせていただきます。

監査の部分ですけど、監査というか、村長は皆さんの民意を得て選挙で選ばれた村長ですので、4年間、村長の思うようになされても、それは決して村民を無視したことにはならないというのはわかります。それで十分なんですけど、実はなぜかといいますと、先ほど最初の質問のお答えのときに、議会に対してはとにかく報告という、どうしても報告が中心の答弁がなされています。これは通常の議会においても日ごろ気になっている部分なんですけど、議会の意見を伺うというときに、報告して、意見を伺ったに置きかえるというのがずうっとやられています。これは今回の会社経営についても同じことが行われるんじゃないかという危惧から、報告を中心とするのではなくて、相談でないといけないはずなのに、やっぱり報告という、要は事後報告になりがちな懸念を感じるので、1カ所問題視したいと思います。

それから、先ほど村長の中に監査の方にもと言われたと思いますけど、それは議会における監査であって、2段階先にある監査でありますので、やはり今回の公社設立においては、法律上、監査役を置かなくてもいいので置かないというような方向性で今設立が進んでいると思いますけれども、ぜひここは、置かなくていいから置かないんじゃないで、置くべきだという意味で、監査という立場に、先ほど村長がわざわざ言うていただきました、議会というのは民意を代表する力があるんだということをおっしゃられたので、ぜひとも議会のほうから1人、監査という形で送り込まれることを僕個人の意見としてぜひ御検討いただきたいなと思います。

じゃあ、2個目の質問のお答えの部分ですけど、先ほど言われました農業を中心とした予算を村民の生活に振り分けるという考え方については、僕も本当に賛成です。とにかく田舎というのは、中央から見ると、農業を守る、もしくは林業を守るという予算の中で生活が支えられているということで、今までもそういう形で行われてきましたし、今後もそれを当てにしないとなかなか生活が成り立たない。もしくは、これを今度1個ふえますと、農業予算が振り分けられている住民の生活です。農業に携わっていない、林業に携わっていない住民も、農業、林業に対しては一定の感謝を感じ、地域づくりのときには、農業、林業を踏まえて協力を惜しまないべき姿勢であろうという、これは本当に僕も、そこ1点は同意します。

ただし、先ほど4番議員さんの一般質問のお答えにあった集落支援員制度をぜひそちらの集落営農にも活用したいという御答弁がありました。とうとう行き過ぎてしまったかというのが僕の感想です。

農業についていた予算を生活に振り分ける。これは先ほど言ったように、こういう農業立村である東白川村にとっては大事なことです。ただし、集落支援員というのは、生活を支えるためにじかに国が準備していただいているお金です。これを集落営農の維持管理にも使えないかと村長がおっしゃったというのは、これは本末転倒でありまして、せっかく生活にじかに使える予算がついているものを、農業に絡めてしまって、気がついてみると、農業とセットでないと支えていただけないような方向性、こういうことが僕が一番懸念している部分でありまして、あくまでも生活を支えるという部分は生活を支える。農業を支えるという部分は農業を支える。そして、その余裕がある部分をお互いに交換するという部分については全くもって賛成ですけれども、余裕がないのに交換を始めますと、何のためにみんなが生活しているのかと混乱していくんじゃないかという意味において、これは2点目の部分です。

それからもう1個、法人と集落営農をどう進めていくかという部分で、実は最初の質問の中に、集落営農の定義と集落の定義について述べさせていただいた部分がそこです。

実は、東白川村というのは、集落と聞くと常に自治会のことが皆さんイメージに浮かびますので、先ほど飛び地のどうのこのことという話は、あくまでももともとある自治会という縛りが頭に入っているから特別なことのように語られるわけでありまして、これがただの農業集落という、もともと総務省、もしくは農林水産省が思っている集落ですと、わざわざお断りをすることもなくまぜられることなんです。それをわざわざ特別のことでないと一緒に合併できないというイメージを持っているというあたりが、この東白川における集落営農の難しい点だと思います。集落イコール自治会だというイメージが抜けない限りは、なかなか集約化が進んでいかないので、とにかく意をともにして一緒にやろうという方が一つの手を結んでしまえば、それは法人に限らず、個人に限らず、組合に限らず集落営農なんだと。その方向性をきちんと皆さんで確認し直すことができれば、さまざまな障害に今なっていることがどんどん取れて、行く行く理想となる集落営農、もしくは法人化をもくろんだ村全体の活性化に対する農業の正しい支援のあり方という形になるんじゃないかという意味において、3つの質問になりましたけれども、長くなりましたけど、またお答え願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず1つ目ですが、議会へのチェックの話の中で、報告とだけ言ったと。これは確かに御指摘のとおりで、言葉が足らなかったということで、相談も含めて、事前に。先ほどもちょっと申し上げましたように、新しい事業へ進出するときには、報告と言わずに相談ということでございますので、ここは言葉足らずということで、もちろん相談して事業を実施していくということでお答えをしま

す。

それから、監査役を設けよと、これは個人の御意見ということでした。まだ設立前でございますので、制度設計を変えることはやぶさかではございませんので、これは桂川議員個人の意見と念を押されましたので、議会全体との調整といいますか、協議をしていただいて、やはりそういう御意見が大勢を占めるなら、議員の代表の方を監査役として入れることはやぶさかではございませんので、検討させていただくと。したがって、議会の中でもこのことについて意見の統一をお願いしたいと思います。

それから、集落支援については、先ほどは協定集落、集落営農、こういった話の中で出ましたので、その援助をする制度があるよという御紹介でございまして、確かに総務省の支援でございまして、これは山村地域、農山漁村の、いわゆる消滅集落にならないような、そういった集落を支援するために集落支援を置くよという制度であります。ただ、その集落支援を置くことによって、集落営農の事務的なところを支援することも実は集落の支援に、先ほどの議論ですが、つながるということで申し上げただけで、特にこの集落支援制度を集落営農だけに使うという考えではありません。こういうこともあるよという説明をさせていただいたところでございます。追加の説明になりましたので、ここは御理解をいただけるかと思います。

集落支援員が本当に必要なのかどうか、これもまたしっかり議論をして、ここの集落は必要なんだけど、ここは要らないよと、こういうこともあるわけでして、これは全体の議論をもって進めてまいりたいと思います。

あと3番目でございますが、農業でいう農業集落と、いわゆる私どもでいう自治会の概念については、おっしゃるとおりだと思います。今は集落単位での相談ということで、協定集落も集落単位で構成されているために、どうしても相談というのが集落単位で始まっております。自治会単位ということになっています。ここを、概念を変えて、飛び地というのはおっしゃるとおりで、そういうことが今、桂川議員の発言でしっかり皆さんも理解ができたのではないかなと思います。

特に、あえて飛び地という言葉を使わなくても、全体で考えれば自由に発想できるよということの御指示だと思ってお聞きをいたしました。特に御意見を申し上げません。このこともあり得るよということで答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（服田順次君）

以上で、一般質問を終わります。

ここでCATVが退席しますので、その時間を暫時休憩とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第6、議案第9号 東白川村道の路線認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

議案第9号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成28年3月3日提出、東白川村長。

整理番号1、路線名、木屋下線、起点が大字越原字都加太地1574番5地先、終点が大字越原字都加太地1547番5地先。

細部につきましては説明資料により説明をさせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきますと、図面を載せております。これにより説明をさせていただきます。

図面の左上から中央下に位置する道路が一般県道の越原・付知線でございます。起点と書いてありますところは、簡水の越原、棚山の圧力調整池の下になりますけれども、そこを起点といたしまして、県道の上部を通りまして、村道の木屋線との交点を終点とする延長314メートルの区間を村道木屋下線ということで村道認定をするものでございます。

これにつきましては、村道の木屋線の起点でございます県道との交差部が地形的に非常に条件が悪く改良が難しいということから、この路線を村道に認定をして、県道へのアクセスを向上するということですし、現状の路線は未整備でございますので、今後改良を加えて、社会資本整備交付金等で改良整備していく予定でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 東白川村道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号 東白川村道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

それではここでお昼になりましたので、暫時休憩とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第10号 東白川村山村振興計画の策定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

議案第10号 東白川村山村振興計画の策定について。本村は、山村振興法に基づき、別冊のとおり、東白川村山村振興計画を策定しようとする。よって、当該計画について議会の議決を求める。
平成28年3月3日提出、東白川村長。

別冊の計画書のほうをごらんいただきたいと思います。

内容につきましては、さきの2月23日の全員協議会のほうで細部説明させていただきましたので、ポイントだけ説明をさせていただきます。

まず表紙のほうでございますが、計画期間を記載してございます。平成27年度から31年度までの5年間の計画でございます。

中身のほうですが、9ページをごらんいただきまして、Ⅲの振興の基本方針の中の3の山村振興の目標を達成するための主な方法を5つ掲げてございますので、お願いしたいと思います。

本地域の振興の方針を踏まえ、次のとおり、行政と村民の協働による村づくりを進めようとするものであるということでございます。

1つ目、職業として選択できる魅力のある農・林業の実現。

2つ目、地場産業の振興と人材の確保。

3つ目、村の強みを生かした産業の集積及び新産業の創出。

4つ目、安心・安全な村づくりに資する防災力や地域医療環境の強化。

5つ目、子育て支援と教育環境の充実でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 東白川村山村振興計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号 東白川村山村振興計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第11号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

議案第11号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について。東白川村公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月3日提出、東白川村長。

次の表のほうに指定を行わせる指定管理者を記載しておりますので、説明させていただきます。

表のほうですが、整理番号、それから施設の名称、指定管理者の名称と所在地、指定期間でございます。

1つ目で、越原コミュニティ消防センター、東白川村消防団、神土548番地でございます。指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

以下、指定管理者の所在地と指定期間を省略して説明させていただきますので、お願いします。

2番、五加コミュニティ消防センター、東白川村消防団。

次のページへ行きまして、3番、越原上コミュニティ消防センターが東白川村消防団。

- 4 番、神土北コミュニティ消防センター、東白川村消防団。
- 5 番、東白川村高齢者生活福祉センターせせらぎ荘、社会福祉法人東白川村社会福祉協議会。
- 6 番、東白川村在宅介護支援センター、社会福祉法人東白川村社会福祉協議会。
- 7 番、味の館、株式会社ふるさと企画。
- 8 番、味の館 2 号館、株式会社ふるさと企画。
- 9 番、こまもり会館、こまもり会館運営委員会。
- 10 番、五葉会館、五葉会館運営委員会。
- 11 番、陰地集会所、陰地自治会。
- 12 番、下野集会所、下野自治会。
- 13 番、五加センター、五加区。
- 14 番、越原センター、越原区。
- 15 番、西洞センター、西洞自治会。
- 16 番、曲坂集会所、曲坂自治会。
- 17 番、黒淵クラブ、黒淵自治会。
- 18 番、ふるさとセンター、株式会社ふるさと企画。
- 19 番、伝承の館、伝承の館運営委員会。
- 20 番、常磐山荘、東白川村老人クラブ常磐会。
- 21 番、高砂会館、東白川村老人クラブ高砂会。
- 22 番、せいらく荘、東白川村老人クラブ清楽会。
- 23 番、中通農村公園、中通自治会。
- 24 番、大明神農村公園、大明神自治会。
- 25 番、親田農村公園、親田自治会。
- 26 番、白川瀬音公園、白川瀬音公園運営委員会。
- 27 番、鮎ヶ瀬公園、鮎ヶ瀬公園運営委員会。
- 28 番、五介の滝公園、五介の滝公園運営委員会。
- 29 番、はなのき公園、はなのき公園運営委員会。
- 30 番、つちのこ公園、つちのこ公園運営委員会。
- 31 番、ふるさとヴィレッジ魚の宿、株式会社ふるさと企画。
- 32 番、伝承広場、株式会社ふるさと企画。
- 33 番、白川茶屋、一般社団法人美味作。
- 34 番、宮代オートキャンプ場、特定非営利活動法人青空見聞塾。
- 35 番、茶の里野菜村、てんとうむしガーデン組合。
- 36 番、つちのこ館、株式会社ふるさと企画。
- 37 番、茶の里会館、有限会社新世紀工房。
- 38 番、茶の里会館茶工房、有限会社新世紀工房。

39番、わくわく体験ランド、株式会社ふるさと企画。

40番、こもれびの館、株式会社ふるさと企画。

41番、こもれびの窯、株式会社ふるさと企画。

42番、食の体験工房味彩、株式会社ふるさと企画。

43番、炭焼き小屋、株式会社ふるさと企画。

44番、廃棄物ストックヤード、ストックヤード管理運営委員会。

45番、神土高齢者交流サロン、社会福祉法人東白川村社会福祉協議会。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今回これが議案としてこのような形で5年間というふうに、全てのものが同じ指定管理期間という事で出されてきた道筋というか、理由というか、新しいものや途中でできたものもあったかと思うんですが、5年ずつの見直しになるのか、このあたりの導入部分について理由をお聞かせください。

○議長（服田順次君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

施行規則を設けておりまして、公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例がございまして、その施行規則の第3条のほうに指定期間が定めてございまして、指定を受けようとする期間については原則5年とすると。ただし、施設の性格上必要がある場合は、期限を足すことができるということで、最長5年という定めになっておりまして、こういう手続の単位の面からも統一した形にしておりますので、お願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

23番の中通の農村公園ですけれども、ここは、今度村営住宅の建設を予定されているところではないのかなというふうに思いますが、この解除というのはまた後日されるのか、もう既に新年度予算に補正で既に組まれたものもあると思いますが、どうなっているのでしょうか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

中通農村公園につきましては2区画ございまして、そのうち1区画のほうを住宅用地として使用

させていただき、残る1つの区画については、従来どおりの協定を結んで使わせていただくというふうに考えております。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

6番。

○6番（今井保都君）

すると、それぞれの施設でもって、修理とか、それからまた改造とか、そういったことを村のほうへ要望書が出た場合に、従来は補助率もあって、ランクづけがあって、いろいろと細かくあったわけですが、今回、5年間の期間の中で、補助率とか、そういった改造とか修理になった場合に、補助率のほうも検討されているのか、その辺のことをちょっと。

○議長（服田順次君）

参事。

○参事（松岡安幸君）

全体的に見直しをかけまして、例えば集会施設などが避難所になっておるということで、バリアフリー化とか、トイレを構うということについては、村のほうで面倒みたいというふうに今回見直しをかけていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

2区画あるということですが、ということは、番地が違うということですかね。それと、12棟一応建設予定されておって、対面で今回は6棟で、次回6棟というような説明を前回いただいておりますけれども、そのところも来年度か再来年度にかかわってくるんじゃないですか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

地番につきましては、統一地番になっております。それで、来年度予定しております区画のほうは広いほうの区画ですが、そこへ6棟、それから現在もう1区画のほうは、実は補助事業で公費が入っております、その部分につきましては残存期間というものがございます、耐用年数が過ぎた以降にもう6棟予定をしておるという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回のこの表なんですけれども、一番冒頭のところに東白川村公の施設となっていますので、これは一応公の施設で、なおかつ指定管理が行われている施設は漏れがないものであろうということの質問と、それと同時に加えますけど、越原区の管理施設の中に実は越原地域集会所というのが入っておりまして、この中に入っておりませんが、越原地域集会所の扱いは一体全体何になっているのかを御質問します。

○議長（服田順次君）

参事 松岡君。

○参事（松岡安幸君）

小谷の集会所につきましては、集会施設には現在村のほうではなっておりません。ということは、一般の普通の倉庫とか、そういう考えになっております。ただ、扱いは区のほうで管理をしていただくとこのような状態になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

指定管理は集会施設に限ってということですか、違いますよね。

○議長（服田順次君）

会計管理者。

○会計管理者（安江 誠君）

公の施設につきましては、自治法で定められておりまして、その定めによりまして、村が設置条例をつくった施設が公の施設ということになりますが、村の行政財産の中の公有財産、さらに庁舎なんかの公の施設じゃない、直接行政に使う施設は公用財産といいます。もう一個の区分に公共財産というのがございまして、公の人が使っていただく施設という位置づけでございまして、それについては条例で定めがありまして、設置条例にある中で、直営でやる部分と指定管理者に管理を行ってもらうものがございまして、その中で指定管理者に行っていただくのが45施設ということになります。越原地域集会場につきましては経緯がわかりませんが、今現在、条例のほうから公の施設設置条例が削除されている関係で普通財産という扱いになっておりますので、お願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これ、たまたま地元なので、あえて突っ込みを入れるんですけど、選挙の折にあの施設を利用できないかと相談したときには、公共の施設なので一定の条件を設けさせていただきますという返事があったり、越原区というのは本来財産が持てるところじゃないので、指定管理者という形で管理

させてもらっているんですが、今現状は、越原区がこの指定管理というつもりで指定管理しているわけで、矛盾が残るわけなんですけど、どうするつもりでおられますか。その2点の矛盾が残っていると思いますけど。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

地域集会所については、いろんな歴史が議員も御存じかと思います。その辺のところ、ちょっと中途半端な扱いで、今のところ、集会所をつくったときに陰地の集会所という形が陰地の中できた。あれをどういう扱いにしようかということで、何となくあの周辺の陰地も日向も含めた皆さん方で改修をしたりとかいうような経緯があったのではないかなと。例えばトイレを直すとかとかいう記憶がございます。

いずれにしても、論理的に村が指定をお願いしてやる施設ではないという、今、会計管理者の説明ですが、区のほうの状況もお聞きをしっかりと、どういう方向でこれからあれを管理されていきたいのか。越原センターもできてということで課題にはしているところです。ちょっと答えにはならないかもしれませんが。今後検討していくということしか今のところ回答ができませんので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

指定管理者なんですけど、一応5年になっていて、何か場合によっては3年とか変わるという話をされたんですけど、昔、魚の宿というのは、ふるさと企画じゃなくて、観光協会が行っていたような記憶があるんですけど、そうやって変わっていく場合は、一回一回議決をされて、指定管理者になるための規約かルールがあるということによろしいんでしょうか。

○議長（服田順次君）

会計管理者。

○会計管理者（安江 誠君）

変更になった場合につきましては、自治法で議会の議決を要することになっていますので、その都度、議会の議決を受けていくことになりまして、魚の宿の場合につきましては、途中で指定管理者のほうから変更の申し出がございまして、指定管理者の選定につきましては条例に定めがございまして、村長が指定する法人、その他団体ということになっていますけれども、それと、必要のあるときは公募、その他の方法により募集することができるということになっていまして、あの場合の場合は、一応公募をさせていただきまして、2団体から応募がございましたので、内部でプロポーザルを行いまして決定をさせていただきました。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 東白川村公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第12号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 樋口章久君。

○産業振興課長（樋口章久君）

議案第12号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について。地方自治法第286条第2項の規定により、中濃地域農業共済事務組合理約の一部を別紙のとおり改正することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成28年3月3日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約。中濃地域農業共済事務組合理約の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「郡上市八幡町中坪226番地1」を「郡上市大和町島2509番地1」に改め、「及び加茂郡川辺町比久見616番地3」を削る。

附則、この規約は、岐阜県知事の認可のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

郡上市の八幡町にありました庁舎につきましては、郡上市が資料館をつくりたいということで移転をしてくれんかという要望があつて、大和町に移転をするものです。加茂支所につきましては、人員の関係から本所のほうへ吸収をしていくということですが、東白川村、白川町が担当ですけれども、こちらの地域には迷惑はかけないようにということで担当していただけるということをお願いしていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、議案第13号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第13号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例について。東白川村課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

東白川村課設置条例の一部を改正する条例。東白川村課設置条例の一部を次のように改正する。

第1条中、産業振興課の次に地域振興課を加える。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

1条に課の設置がございまして、現行、総務課、村民課、建設環境課、産業振興課とあります。この産業振興課の次に、改正後の上段になりますが、地域振興課を加える。

第2条の総務課の中で、現行、18. 総合教育会議に関する事務に関すること、次が2ページで、19. その他他課の所管に属しない事項に関することとしておりますものを、改正で、18の次に19号、村の総合戦略及び人口ビジョンに関することを加え、現行の19を20号とするものでございます。

次に、2ページの4の産業振興課の行になりますが、現行、第1号から3ページの11号までの地

域おこしに関することまでが業務となっておりますが、今回の改正で、1から8までの業務を担当させることに改正。

それから、3ページの上段に地域振興課の業務としまして、1号のフォレストスタイルに関すること、2号の村のホームページの管理に関すること、3．ECサイトの管理・運営に関すること、4．定住自立圏事業に関すること、5．地域おこし協力隊の活動に関することを担当させるように条例の改正を提出するものでございます。

改正条文のほうに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

昨年の課の編成が変わったときも同様でしたけれども、今回、28年度に1つ課がふえるということで、議会のほうの委員会条例になるんですが、これについては、今回、事務局長と言っていいのか、総務課長と言っていいのかあれなんですけど、上程のほうはなかったのでしょうか。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

全く申しわけありませんが、落としておりますので、また次の機会に出させていただきたいと思っています。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

1番 今井美和さん。

○1番（今井美和君）

課がふえる、産業振興課、地域振興課、何か似ているんで区別しにくいんですけど、何かもう少し区別できるような名前はなかったのでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

課の名前については、私が決めました。地域振興係として今までやってきましたことを引き継いでいくこともあって、地域振興課とさせていただきました。

つけ加えさせていただきますけれども、私はこういった条例は当然いつもかも直させていただく

んで、大変御面倒をかけますけれども、今やるべき仕事、そして職員体制、こういったことに適した組織にしていきたいということで、アグレッシブな行政運営をしたいというふうに思っていますので、これで不都合ということが出てくると、これは仮定の話なんですけど、事務分掌を変えたりとかいうこともあり得るかなと思っております。仕事第一で課の整備を進めていきたいということで、対外的にも似てはおりますけれども、しっかりと事務分掌して、担当するところを決めて、職員もそれを意識してやっていきますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第14号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第14号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を次のように改正する。

「第4章 不服申し立て等」を「第4章 審査請求等」に改める。

第27条を次のように改める。

最初に説明資料のほうの2ページをごらんいただきたいと思います。

今回の情報公開及び個人情報保護に関する条例の改正についての説明文ということでございますが、新しい行政不服審査制度において、審査員、不服申し立てがされた処分に関与していない等の要件を満たす職員が不服申し立ての審理を行うこととなります。

その例外として、条例に基づく処分について、その処分に関する不服申し立てについて審理を行わない旨を特別に条例に定めた場合は、そのような取り扱いとすることができるとしています。その請求を却下する場合は、その限りでないということでございます。

現在、本村では、東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例による開示請求等に係る決定に対する不服申し立てについては、既存の調査・審理を行っておるわけですが、審理員による審理を行わなくても審査の公平性を確保することが可能ということになります。

このため、このような不服申し立てについては、審理員による審理の例外とすることを定める条例改正というものでございます。

次に、改正条文と新旧対照表をごらんいただきながら説明をさせていただきます。

新旧対照表の4ページ、5ページが対象となっております。

まず審査請求の27条につきましては、現行、不服申し立てで27条の1項と第2項立てになっておりますが、これを27条の1項と2項を新たなものとして追加し、現行の2項を27条の2に変更するものでございます。

そして、28条のほうに今回の法改正による文言の修正を行うものでございます。

それでは、内容になりますが、27条の1項の不服申し立てで、当該処分に不服のある者は、行政不服審査法による不服申し立てをすることができるとなっておりますが、今回、条文の法律の改正に従いまして、行政改正後は、または行政情報の公開もしくは自己情報の記録の開示、訂正等の請求に係る不作為に不服のある者は審査請求をすることができるというふうでちょっと長いわけですが、この部分を改正するものでございます。

次に、2項に、先ほども申しました例外規定になるわけですが、この条例による行政情報の公開もしくは自己情報の記録の開示、訂正等の請求に対する実施機関の処分、または行政情報の公開、もしくは自己情報の記録の開示、訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないというものでございます。

次に、現行の27条2項を27条の2に改めるもので、審査会への諮問ということで、現行のほうは前項とあるのをこの条例に改めまして、4行目の中盤あたりから、次の各号のいずれかに該当する場合を除きということで例外を設けるわけですが、不服申し立ての採決を、または決定を行うというものにつきまして、当該審査請求についての決裁を行うこととするというふうに改めさせていただきます。

審査請求があった場合から起算して3カ月以内に行うというところはそのままとなっております。

次に、5ページのほうをごらんいただきまして、例外規定で、第1項が1号から3号まで掲げて

ございまして、審査請求が不適法であり却下する場合、2号が裁決で審査の全部を容認し、当該請求等に係る行政情報の全部を公開することとする場合は、適用の除外とするものでございます。

ただし、第三者から当該行政文書の公開について反対の意思をあらわした書面が提出されている場合は、これを除くというものでございます。

3号で、裁決で、同じように審査請求の全部を容認して当該審査請求に係る自己情報の記録の全部の開示、訂正等を行うことができる場合は、この限りでないというものでございます。

28条で審査会の設置で、16条の2の規定により意見を述べ、または前条第2項の規定による、27条の2項の規定による諮問に応じ審査を行う機関として、今回は前条第1項、27条の第1項の規定による諮問に応じ審査を行うというふうに改めるものでございます。

改正条文のほうへ戻っていただきまして、附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第12、議案第15号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第15号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、これも同じく新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと思います。

現行の第3条中、2号から5号、2号は職員の給与の状況、3号が職員の勤務時間その他の勤務条件の状況、4. 職員の分限及び懲戒処分の状況、5. 職員の服務の状況、これを上段の3号から6号のように改め、次の第1号の次に次の1号を加えるということで、上段の2のところに、職員の人事評価の状況を今回加えさせていただくものでございます。

次に、下段の次のページになります。7ページの7号から8号を上段のように9号と10号に改めさせていただきまして、6ページのほうに戻っていただきまして、下段の6号、職員の研修及び勤務成績の評定の状況を上段の8号に改め、職員の研修の状況に改めます。6号の次に次の1号を加えるということで、7号に職員の退職管理の状況を加えるというものでございます。

今回の改正によりまして、今現在、給与の状況等を公表しておるわけですが、2号の職員の人事評価の状況と7号の職員の退職管理の状況を加えて公表するように改正するものでございます。

改正文のほうへお戻りをいただきまして、附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回の公表する改正の改正理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 宏君）

一番初めの大事な部分を紹介することを忘れておるわけですが、申しわけありませんでしたが、地方公務員法、条文の法律の改正に伴い、各市町村がこれに対応していくということで、可茂の広域行政組合を含めてそれぞれの市町村が現在対応しておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6 番（今井保都君）

人事行政ということでございますが、私は7番の職員の退職者管理状況という、これは改めて申すまでもなく、退職者が勤続年数によって退職されていくことはやぶさかではないんですけれども、途中で退職されるというか、自己の都合もあるかと思えますけれども、役場で公務員に入った以上は、なるだけ公の仕事をしてもらいたいという私の願いで、極力、役場の中で人事といいますか、各課長さんあたりは、そういったことで人事管理を対応してもらって、できるだけ職員の退職者が出ないようなことも今後取り計っていただければ、なお東白川村としても、そういった中で公務員の雇用もある程度しっかりと確保できるのではないかなと思います、その辺の考えをちょっと伺います。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

条文の改正については、地方公務員法の改正にのっとりということで、関連して、退職管理のところの御意見だというふうにお伺いをしました。たまたまこの前、全協で説明しましたように、この3月末をもって1人が退職希望を出しておるということで、そのことを言及されたかと思えます。個別事情ですので、これこそ公表することなく、そういうときは退職者1名と公表するだけで、何でやめたとか、どうしたらということまでは公表は当然されない。これはプライバシーの問題でございます。議員おっしゃったように、なるべく合った仕事とか、その人の特徴を生かした仕事を覚えていっていただいて、ずうっと公務員として務めてもらうように努力はしておりますが、やはりどうしても何年かやる間に適性の問題で、本人がどうしてもやめたいという希望が出たときは、これは逆に言うと職業の選択の自由で、縛ることはできないので、今回の場合は、よくよく何回も課長や係長は面談をして、親さんとも相談して、来てくださいというようなお話もちやんとした上で結論が出てきたもので、適性といいますか、本人はほかの仕事がしたいということでしたので、そういうふうに至りました。今現在の職務についてもなかなかストレスも多いし、例はちょっと外れますけど、ほかの団体では病休とか、そういうことも非常に多い、メンタルケアというようなことも大事なこととなってきております。適性ということについては、公務で、税金で給料をいただいて仕事しておる以上は、人事権がある私の命令に従ってこの仕事をやっていただきたいということです、ここのところはいろいろ考慮はしますけれども、組織全体の力を発揮するための人事を行っていくつもりですので、そういうことは行政のほうの私の責務だと考えております。

なるべく皆さんが気持ちよく働いて、いい能力を発揮できるような職場環境づくりに、課長とも力を合わせて、今後とも努めてまいります。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第16号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第16号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

新旧対照表の8ページをごらんいただきます。

現行、新しい2号に東白川村立学校の学校歯科医の公務災害補償に関する条例の適用を受ける者を加えます。

次に、9ページのほうに移っていただきまして、第10条で、2項中、休業補償の下に傷病補償年金を受ける者にあつては、傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を加えるということで、率を新しく設けております。

次に、10ページのほうに参りまして、第10条の2第2号中、ここは法律名の改正ということで、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

同項中、現行、第12項と第6項を第11項と第7項に改め、条項の整備を行うものでございます。

11ページのほうに参りまして、16条中、同じく条項の整理ということで、現行「第45条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を、改正文で「第25号、第39条の2、第45条及び第46条」に改めるものでございます。

次に、附則の次にあります他の法令による給付との調整というところの第5条の13ページのほうへ移っていただきます。一番最後になりますが、調整率が出ております。附則の前の附則第5条第1項の表下欄及び同条第2項の表下欄中というふうに書いてございます。ここの「0.86」を「0.88」に、同じく新旧対照表の19ページのほうまでずっと飛ぶわけですが、最後のところに第2項がございまして、これの表の下欄中になりますので、20ページまで行きまして、2つ目の表にあります「0.86」を「0.88」に改めるというものでございます。調整率の率の改正になります。

改正文のほうにお戻りをいただきまして、附則で、施行期日ということで、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2で経過措置になりますが、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日の以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によるというものでございます。

これにつきましても、先ほど御指摘がありましたように、このもとになるのが厚生年金保険等の一元化によるものの改正の12月に行ったものの追加として新たに発生したもので、この後、消防団員のほうでも出てまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第17号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第17号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について。東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例。

東白川村土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「8,540万円」を「8,550万円」に改める。

新旧対照表の22ページをごらんいただきたいと思います。

基金の金額を第2条の第1項に定めておりまして、8,540万円を、今回8,550万円とするものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

また、理由も説明していただきたいのと同時に、2項と3項があるので、一々条文を書きかえなくても、2項、3項が適用されれば、積み増すほう、いわゆる減額のほうは必ず条文を変えなきゃいけないですけど、増額のほうはこのまま放っておいても何の問題もなさそうな僕は気がしているんですが、ちょっと説明のほうお願いします。

○議長（服田順次君）

会計管理者。

○会計管理者（安江 誠君）

これにつきましては、1年間定期に積みまして、その利子分を財源ができますので、それを財源にして積み立てるということですが、増額につきましては、条例上、どうしても増額しなければいけないこともないかもしれませんが、慣例によりまして実施分について積み立てていって増額をし

ていくということでやっております。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第15、議案第18号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第18号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

次のページに行っていただきまして、東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

別添に新旧対照表がありますので、こちらのほうの23ページをごらんいただきまして、こちらで説明させていただきたいと思います。

それでは、改正理由といたしましては、今回の改正につきまして、行政不服審査法施行例が平成27年11月26日に公布されたことに伴いまして改正するものでございます。

今回の改正の主な点でございますが、審査申し出に係る手続上の字句の追加と固定資産評価審査委員会の手続上の手数料等を追加するものでございます。

まず、審査の申し出として、4条でございますが、第2項第1号では「又は居所」を加え、第1号以降を号ずれさせ、第2号として審査の申し出に係る処分の内容を新たに追加し、第3項では、「又は居所を記載し、行政不服審査法施行令第3条第1項」に改め、第6項では、「審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない」を新たに字句を追加することで審査申し出に係る手続における規定を改めるものでございます。

第6条につきましては、書面審理ということで、第2項のただし書きを削りまして、第2項以降を項ずれさせ、新たに第2項として、行政手続等における情報通信技術利用法において、電子情報処理組織利用した弁明書が提出することができる規定を新たに追加するとともに、第5項におきましては、委員会は、審査申し出人から反論書の提出があったときは、これを村長に送付する規定の字句を追加する。これは書面審理の手続を改めるものでございます。

次に、第4節の審査の手続で、第9条以降を条ずれさせ、新たに2条を追加するとともに、以降、第5節雑則の各条項を条ずれさせるものでございます。

あとの2条といたしまして、10条として、手数料の額等を規定しておりまして、行政不服審査法施行令に従って、第1号では、不服審査書類の交付用紙、白黒で複写した用紙の場合は、片面1枚10円、カラーで複写された用紙の手数料におきましては20円に規定しております。

また、第2号におきましては、電磁的記録媒体を出力して行う方法の手数料として、用紙1枚当たり10円と規定しております。

同条の第2項におきましては、手数料の納付方法を規定し、追加するものでございます。

次の第11条では、手数料の減免を規定しておりまして、審査申し出人が経済的困難者、生活保護等の理由において委員会が認めれば、限度額を定め、手数料を減免免除する規定を追加したものでございます。

次に飛びまして、第13条におきまして、決定書の作成を規定しておりまして、第1項に第1号、主文、第2号として事案の概要、第3号として、審査申し出人及び村長の主張の要旨、第4項、その他必要な事項を新たに追加し、これは審査委員会が審査の決定規定を改めるものでございます。

本文の最終ページでございますが、適用区分におきまして、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について、固定資産税台帳に登録された価格に係る審査の申し出については、なお従前の例によるということで、28年4月1日以後である場合において、今回の適用が受けられるということでございまして、この条例は、平成28年4月1日から施行されるものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第16、議案第19号 東白川村交流サロン設置条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第19号 東白川村交流サロン設置条例について。東白川村交流サロン設置条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村交流サロン設置条例。

設置の目的。第1条、高齢者等の健康保持と生きがいづくりの場を提供し、心身の健康増進を図るとともに、世代間や地域の交流活動の拠点に資するため、東白川村交流サロン（以下「サロン」という。）を設置する。

名称及び位置。第2条、名称及び位置は次のとおりとする。名称、神戸高齢者交流サロン。位置、東白川村神戸587番地5。

以下につきましては、新規条例のため、新旧対照表とか参考説明資料はつけておりませんので、条文を追いながら概要を説明させていただきたいと思います。

次の第3条ですが、指定管理による管理ということで、東白川村長、以下「村長」と言いますが、地方自治法によりサロンの管理を指定管理者に行わせることができます。

第4条では、指定管理者が行う業務の範囲としまして、東白川村研修集会施設等設置条例の第4条に掲げる業務ということで、具体的にいいますと、施設の管理とか利用者への便宜の供与、それから利用の促進、その他村長が別に定める、そういった業務を行います。

第5条では、管理の基準ということで、指定管理者は関係する法令とか条例・規則を遵守したり

し、またその他村長の定めるところに従い、サロンの管理を行わなければならないということがあります。

第6条は事業報告書の提出ということで、年度終了後、停滞なく使用の状況や収支の状況などを書面で村長に報告しなければならないということに定めております。

それから、第7条は使用の許可ですが、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないということと、2項につきましては、管理上、必要があると認めたときは、条件を付することができるようになっております。

それから、8条は使用の制限ということで、サロンの使用を許可しないことができます。1つは、サロンの管理上、支障があるとき、それから使用させることが適当でないときは、使用の制限をさせていただきます。

第9条では、使用許可の取り消しということで、一旦使用許可を出した後に取り消しができるものとして、条例とか規則の規定に違反したときとか、目的外に使用することが明らかになったとき、それから指定管理者が特に必要と認めたときなどは、取り消しができるようになっております。

10条では、使用料ということで、指定管理者の指定を受けたものに使用料を、当該指定管理者の収入として収受させることができるということで、3項のところで別表第1に掲げる使用料を納めなければならない。

次のページですが、5項のところに、指定管理者は公益上その他特別の理由があると認める場合は、第3項の使用料を減免することができる。

1枚めくっていただきまして、横の別表第1でございますが、先ほどの使用料でございます。使用区分としまして、イに一般使用の場合と、ロは営利、政治及び宗教的な目的で使用する場合ということで2つに分けております。

部屋が和室と談話スペースが南側と北側、ここは真ん中でアコーディオンカーテンで仕切ることができますので、仕切った場合を2部屋ということで想定をしております。それから、談話スペースの全室ということで、和室、合わせて3部屋の4カ所ということで設定をさせていただきました。午前の使用が午前9時から1時まで、午後1時から5時まで、夜間が6時から10時まで、全日は9時から10時というような設定で、料金につきましては、ここにお示ししておるとおりでございます。

また、ロにつきましては、3倍の料金設定をさせていただいておりますし、暖房使用の場合は50%の加算徴収ということで、ほかの施設等と準じて設定させていただいております。

また、本文に戻っていただきまして、第11条で原状回復義務ということで、使用の許可が終了したとき、また許可を取り消されたときは、速やかに原状に復さなければならない。

それから、第12条の遵守義務ということで、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないということで、サロンの施設、設備等を毀損し、または破損しない。それから、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。それから、物を携帯しないこと。それから、危険物を扱わないことは無論でございます。

それから、2項のところに、規定に違反した場合、この行為をやめることを指示させる。サロン

から撤去を命ずることができるようになっております。

それから、最後の委任でございます。第13条のところでは、この条例に定めるもののほか、この条例の施行については必要な事項は村長が別に定める。

附則としまして、施行期日、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

このサロンの使用料の価格についてですけど、先ほど一般質問の中でもありましたように、相談の部分と公表の部分というような形で、これをぱっと議案の配付を受けてから見ておりましたけれども、何かしらぱっとみんなで使おうかというイメージとしては、ちょっとお金が高いんじゃないかなという気もするんです。お金を取っていくのか取っていかないかという区別と、社協さんが何かイベントとしてやられるときに、自分ところの企画に対しては取らないとか、そうなってくると、このお金の扱いというのは結構難しいものが出てくると思うんですけど、これについては決定ということで進んでいかれるのかなという感じがするんですが、その使用料について説明をもう少しいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

事務局長。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

料金設定につきましては、はなのき会館の別館のほうの使用料を参考にさせていただきまして、面積案分ということで面積当たりの大体の使用料ということでございます。ただ、福祉に資する団体とか、また地域交流、それから子育て支援とか文化協会が福祉の慰問等について利用する場合、それからふらっと入ってふらっと行くような場合には、原則無料にさせていただきたいということで、想定しているものについては、余りないかなということで、料金をいただくケースがまれというか、余りないということで想定をしております。

○議長（服田順次君）

ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

さっき、たまたま管理委託の話があった後で出た条例ですので、過去にも同じような文例でつくられているのではないかと思います。例えば3条においては、地方自治法に書いてあることがそのまま列記してありますが、実はこれをもとにして、本来は指定管理者に行わせるという条例をつ

くらないと、実はまだできると書いてあるだけなのに、なぜか次の文章から指定管理者方法について延々と書いてあるわけですけど、実はまだこの条例では、指定管理者を置くということが限定されていないんです。わかりますか、この意味。

限定されていないのに、まるで置いたことを前提に次が書いてあります。

同じことが使用料のところにも起きていまして、10条というのは、多分、東白川の設置条例の中にこんなのがあって、村長が、何か施設があったら使用料を取ってもいいよと書いてあるままここに載っているの、使用料を取るということが決めていないのにもかかわらず、もういきなり納めなければいけないとなっている。だから、ちょっとこの条文を、もしかしたら若干不備があるような気がしますので、質問ですので、これで問題ないとおっしゃるならそれでいいですし、どうですか。誰に答えてもらえばいいのかな。

○議長（服田順次君）

会計管理者。

○会計管理者（安江 誠君）

指定管理者の条例につきましては、これの上位条例として、施設全体を指定管理にするとありまして、それぞれ個別の施設について、個別条例という2段階立てになっておるわけですが、3条につきましては、することができる条例ですが、直営網を想定して、できる条例という、基本は指定管理を基本としますけれども、直営でやることもできるということで、行わせることができるという表現になっているかなというふうに思いますが、以下については、おっしゃるとおり、指定管理で行った場合の管理手続という状況でございますので、お願いをします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今の説明のとおりでいいと思います。要は、上位ができると書いてあるので、下位のやつは、それに基づいて設置するという条例でないとおかしいので、それと、実は使用料については、上下がない一つの条例文の中で、まるで上下があるような書き方になっていて、「前項の規定により」と書いてありますが、前項は「できる」と書いてあるだけなので、「なければならない」になっていないんです。わかりますかね。「できる」というのと、「なければならない」というのが混在するというのは係りとしておかしいので、ぜひ今後の条例文の制定等を含めまして御検討を願いたいと思います。

ただし、中身については僕は異論を挟むものではありませんので、条文をつくられているときにもう少し慎重につくっていただきたいということを質問として終わります。

○議長（服田順次君）

会計管理者。

○会計管理者（安江 誠君）

整合性がとれるような条文を目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

6 番 今井保都君。

○6 番（今井保都君）

今、3 番議員さんのほうから条例に関してのこともありましたけれども、それはそれできちっと整理していただくとして、こんだけ議案として使用料まで上がっておりますけれども、目的が高齢者交流サロンということは、高齢者の健康維持、または健康の場の、心身共に健康増進を図るという、こういった大きな目的の中でやる交流サロンの中で、使用料ということになると、村民の方々としては、えっというふうな感じを持つ人も多分おると思います。

そこで、この使用料から逃れることもできるわけですが、もう少し使用料を取るということであれば、例外的なこともしっかりとって条例の中に入れてもらわないと、抜けるということがあるということはわかるんですけど、どこが抜けるんかということが、ちょっと村民の方々にとってみるとまだ不透明なところがあると思うので、もうちょっとその辺を整理してもらいたいと思いますけど。

○議長（服田順次君）

事務局長。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

使用料を取る団体と、取らない個人というところは、前回の全協のほうで、具体的な団体名をお示しさせていただきましたので、高齢者とか老人クラブとか連合会の団体とか、それから教育に資する P T A 活動とか、そういったところを一覧にしてお示しさせていただいたとおりの団体につきましては無料ということでやらせていただきますので、これからまた住民の方に周知させていただくようにはさせていただくつもりでありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

さっきの使用料のことでちょっとお聞きしたいんですけど、第10条のところで、使用料を受け取ったときに、指定管理者が収入として受け取ることができるようになってるんですけど、収入という部分と、支出、電気、ガス、そのほか、そういうものというのは、指定管理者が出し入れして、収入と支出で分けるのか、電気、ガスというのも別のものから出されるのか、どういうことになるんでしょうか。

○議長（服田順次君）

事務局長。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

ここにつきましても、前回の全協のほうで説明させていただきましたけど、光熱水費とか、それから修繕料は、使用者が壊したということではなくて、老朽化しての修繕料とか、そういったものについては村の会計のほうでお支払いするということで、指定管理者が扱う収入等につきましては、使用料とか、それからサロンもやっていただきますので、サロンに必要な材料費とか、その他の消耗品とか、そういったところで会計をやっていただくような予定にしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

指定管理者の給料というか、そのほかに収入があるということでもいいんですかね。

○議長（服田順次君）

事務局長。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

社会福祉協議会のほうで指定管理をしますけど、収入の分につきましては、福祉に資する収入につきましても、社会福祉協議会の約款に合致しておりますので、その収入として扱えるんですけど、喫茶の部分は営業的なところもありますので、社会福祉協議会の収入ということは現実には即さないということで、運営委員会のほうで実際に管理をするということでございます。

収入等につきましては、サロンに係る収入が入ってくる、それから、出ていくものにつきましては、村から指定管理料とさせていただき委託料の中から有償のボランティアさんの謝礼とか、それからサロンに要する必要経費、そういった類いが出ていくものとして想定をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

今の話だと、条例違反になってしまうんですが、どうなさるおつもりですか。

○議長（服田順次君）

質問の内容は。

○3 番（桂川一喜君）

今の指定管理者じゃない人が収入として上げるんでは、この条例に違反することになってしまうので、指定管理者を運営委員会にしないと危険じゃないかなということも含めてなったんですが、先ほどもこれ議決しましたので、指定管理者は決まっていますので、これはちょっと聞き捨てならないことになってしまいましたので、お願いします。

○議長（服田順次君）

事務局長。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

第10条に、村長は、第3条の規定により、サロンの指定管理者の指定を受けた者が社会福祉協議会になりまして、当該指定管理者の指定を受けた者に使用料をとということで、指定を受けた者というのは、運営委員会を想定しております。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

指定管理者も、ここのサロンについては条例で決まるわけですが、指定管理者は社会福祉協議会の主体的な取り組みの中で、こういった料金もある程度設定してもらって、ここでは、行政が全てこれを牛耳っているというか、管理しているというか、そういったように見えて、ただただ、社会福祉協議会の運営委員会は維持管理をするわけですが、もう少し権限を移譲してもいいのではないかと、料金設定なんかの場合も、ちょっとその辺もまだ決まっていなくて、その辺、検討してもらえるかどうかということ。

○議長（服田順次君）

事務局長。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

社会福祉協議会を指定管理者として指定するわけで、なるべく行政のほうは立ち入らないようにというようなスタンスでやっていきたいと思います。今、既に社会福祉協議会のほうでは、お達者クラブや健康教室や健康相談といった、そういった類いのもの委託してやっております。それを高齢者サロンのほうでやるということで、できればもう少し柔軟な利用も考えていただきながらやっていきたいと思っております。それから運営委員会につきましては、老人クラブの代表の方、それから子育て支援室の方も入っていただいて、世代間でバランスをとりながらの運営委員会を発足させましたので、そういったところで多面的な利用ができるようにということでやっていきたいなと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

済みません、何度も。

10条について、さっきうっかり納得したような錯覚を起こしましたが、やっぱりこれ、今の事務局長の説明は間違っていて、指定管理者が再度指定した者が該当指定者じゃなくて、村長が指定した1弾目の指定管理者が収入として収受できるというのは社協のことを指すので、やっぱり

この条文については、この続きはどう質問していいかわかりませんが、残念ながら危険な条例になっていると思いますが、いかがですか。

〔発言する者あり〕

○議長（服田順次君）

それでは、質疑を中断して、暫時休憩としますので、よろしくお願いをいたします。40分から再開します。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き質疑を行います。

答弁、参事。

○参事（松岡安幸君）

先ほどの10条の使用料のところにつきましては、この使用料につきましては、会場の使用料のことを指しておりまして、このサロンの指定管理者、社協の指定を受けた者、運営委員会ですが、そこが使用料を徴収して、管理者のほうの収入にできるということで、ここにつきましては、部屋の収入のことだけを言っております。

サロンの運営のほうにつきましては、運営委員会のほうの収入と支出になってきますので、そこら辺を御承知おきいただきたいと思いますし、また細部、どのような団体が減免になるとか、そこら辺のことにつきましても、規則のほうでもう一度しっかりうたって明確化していきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。どうも済みませんでした。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 東白川村交流サロン設置条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号 東白川村交流サロン設置条例については、原案

のとおり可決されました。

◎議案第20号から議案第22号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第17、議案第20号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例についてから日程第19、議案第22号 東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてまで3件を関連しますので、一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第20号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例について。東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

次のページに行きまして、東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例。

制定理由といたしましては、平成25年に地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法が改正され、今日まで厚生労働省令等に定められていた基準を国の基準等を参考に条例で定めることとなりました。

条例の制定に当たっては、国の基準として従うべき基準、標準、参酌すべき基準に市町村は従って、地域の実情に基づいた内容の条例を制定するものでございます。

まず、第1条から第3条におきましては、趣旨、用語の意義、包括的支援事業の実施に関する基本的な規定を規定しております。

次に、第4条は、職員の基準及び職員数について規定しております。

第5条におきましては、委任について規定をしております。

この施行期日は、平成28年4月1日から施行するとなっております。

次に、議案第21号 東白川村地域包括支援センターの設置に関する条例について。東白川村地域包括支援センターの設置に関する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

次のページに行ってくださいまして、東白川村地域包括支援センターの設置に関する条例。

制定理由でございますが、地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項について、条例を制定することにおいてセンターの役割が明確化され、また村の条例に基づく組織として機能強化を図っていくことを求められるようになりました。

このため、東白川村地域包括支援センターにおける包括支援事業を実施するため、必要な基準を条例化することで、今後増加が見込まれる高齢者の介護予防を担うべき地域包括支援センターの立

場を明確化することを目的としております。

第1条は設置でございまして、第2条から第4条につきましては、東白川村地域包括支援センターの設置の内容及び担当事業、対象となる職員等の明確化を図っております。また、そのうち第3条第1項から5項までは、現在行っています介護保険の地域支援事業を規定しております。同じく第3条第6項から9項までは、第6期介護保険事業計画期間から実施する新しい介護予防、日常生活支援総合事業に係る事業を地域包括支援センターが実施すべき事業として規定しております。

次に、第5条は、利用対象者について明確化されております。

第6条におきましては、開設時間及び休日について、東白川村職員規定に基づき明確化しております。

この施行期日は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第22号 東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について。東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日、東白川村長。

次のページに行きまして、東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例ということで、制理由におきましては、平成25年に地方分権一括法において介護保険法が改正され、今まで厚生労働省令で定められた基準を国の基準を参考に条例で定めることとなりました。

条例の制定に当たっては、国の基準、従うべき基準、標準、参酌すべき基準に市町村は従って、地域の実情に基づいた内容の条例を制定するものでございます。

条例の基準となるものの省令としましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令37号）で定められたものでございます。

まず第1章、第1条から第3条におきましては、総則でございまして、趣旨、用語の意義、指定介護予防支援事業者の指定等に関する基準について規定しております。

第2章、第4条におきましては、基本方針で、指定介護予防支援事業者の予防支援、運営及び地域の連携について規定しております。

第3章、第5条から第6条につきましては、指定介護予防支援に従事する従業員に係る基準及び当該従業員の員数並びに管理者の職務規定に関して規定しております。

第4章、第7条から第31条までは、指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者へのサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に関連するものとして、厚生労働省令に準じて規定しております。

第5章、第32条から第34条におきましては、指定介護予防支援の担当職員の指定介護予防支援事業に対する取扱方針を規定しております。

第6章、第35条は準用規定を規定しております。

この施行期日は平成28年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例についてから、議案第22号 東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてまで3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例についてから議案第22号 東白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第20、議案第23号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第23号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日提出、東白川村長。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中、「異議申立」を「審査請求」に改める。これにつきましても、先ほどの議員さんの非常勤の職員の公務災害補償条例と同じく、厚生年金保険法の関連法が改正されたことに伴う調整率の改正のものと行政不服審査法が施行されることに伴い、条例上の文言の一部を改正するものでございます。

26条につきましては、行政不服審査法の改正に伴う改正ということで、文言の改正を行うものでございます。

附則第5条第2項の表1の項下欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項下欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改め、新旧対照表の30ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第26条の文言の修正については、「異議申立」を「審査請求」に、附則の他の法律による給付との調整の第5条2項におきまして、31ページと32ページにそれぞれ関係するところがございます。

「0.86」を「0.88」に、2項で「0.91（第1級又は第2級）」、末尾の「0.90」につきましては、上段のように「0.92（第1級）」「0.91」に、5項の32ページになりますが、下欄中「0.86」を「0.88」ということで、それぞれ調整率を改正するものでございます。

改正条文のほうにお戻りをいただきまして、施行期日、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置についても同様でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号から議案第29号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第21、議案第24号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第12号）から日程第26、議案第29号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第24号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第12号）。平成27年度東白川村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,934万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,722万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成28年3月3日提出、東白川村長。

第1表の歳入歳出予算補正の朗読を省略し、6ページの第2表 繰越明許費のほうをごらんいただきたいと思います。

款、項、事業名、金額となっております。

2款1項、財政管理費258万6,000円、これは公会計の統一基準支援委託業務でございます。同じく情報セキュリティ強化対策事業2,915万7,000円、メールやインターネット等を利用してアクセスする情報管理のセキュリティの強化対策を図るものの経費でございます。同じく地方創生、東白川ファンを核とした村内商品の販売促進事業704万7,000円、モール、ホームページの管理を通して、村内の商品を有利に販売促進を図ろうとするものでございます。同じく農業振興会社設立事業2,000万円、新会社の設立と開始を円滑に進めるためのものでございます。白川茶販路拡大事業800万円、白川茶の販売を白川町と連携して取り組む事業でございます。

6款1項、農業構造改善事業（一般）579万5,000円、道の駅野菜村販売所の改修工事、コンテナ購入費で新事務所を開設するものでございます。

7款1項、住宅対策推進事業2,504万4,000円、地域づくり推進エコトピア住宅取り付け工事の継続部分でございます。

8款2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業ということで170万円でございます。

8款3項、村営住宅単独建設事業380万円、中通農村公園を活用した住宅建設調査設計外構工事を含むものでございます。

7 ページ、第3表 地方債の補正、変更分でございます。

起債の目的、限度額、変更後の限度額を説明させていただきます。

公共事業等債3,860万円を1,780万円に、2,080万円を減額するものでございます。

自然災害防止事業2,770万円を2,320万円に、450万円を減額するものでございます。

過疎対策事業1億5,250万円を1億3,000万円に、2,250万円を減額するものでございます。

全国防災事業債380万円を370万円に10万円を減額するものでございます。

緊急防災・減災事業債2,560万円を2,450万円に、110万円を減額するものでございます。

ここの起債の項目5欄について、2億4,820万円を1億9,920万円に、4,900万円を減額するものですが、事業の確定に伴う減額でございます。

8 ページのほうへ参りまして、教育・福祉施設等整備事業債、当初がなく、今回新しく520万円を追加するものでございます。これにつきましては、情報のセキュリティ強化対策事業となっております。

10ページの補正予算の事項別明細書1. 総括の朗読を省略し、12ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

1 款 3 項 1 目軽自動車税、補正額23万7,000円の減、これは税制の改正に伴う適用月が3月に影響された関係で23万7,000円の減となるものでございます。

9 款 1 項 1 目地方交付税、補正額2億2,285万8,000円、普通交付税でございます。

11款2項3目民生費負担金、補正額22万2,000円、みつば保育園の保育園児の措置費、未満児の措置費の増額分19万8,000円と広域入所保育料で2万4,000円となっております。

6 目農林水産業費負担金172万8,000円の減、農業費負担金で、中山間の地元負担金、事業費確定に伴う減額でございます。

12款1項3目民生費使用料4万円の追加、これは一時保育利用料及びみつば保育園の保育料の追加でございます。

8 目土木費使用料、補正額10万円の減、定住促進住宅の使用料、決算見込みによるものでございます。

10目教育費使用料、補正額16万6,000円の減、これは社会教育費使用料、はなのき会館の使用料11万4,000円の減額と保健体育費使用料ということで、総合運動場と地域運動場の使用料の減額見込みによる5万2,000円の減となっております。

12款2項4目衛生費手数料、補正額2,000円の減、廃棄物対策費手数料ということで、処理困難物収集手数料の実績見込みによる2,000円の減となっております。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額173万円の減、住民福祉費負担金132万4,000円の追加、これは国民健康保険基盤安定制度負担金、法定内分の131万2,000円と介護保険低所得者保険料の軽減措置分1万2,000円でございます。保健福祉費負担金310万1,000円の減、障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金で、いずれも決算見込みに伴う減額でございます。児童福祉費総務費負担金4万7,000円の追加、児童手当交付金でございます。

14ページに参りまして、13款2項2目総務費国庫補助金、補正額3,949万9,000円の追加、うち総務管理費補助金3,907万1,000円、これは社会保障・税番号制度システムの整備費補助金で、中間サ－バーの負担金の交付決定による64万2,000円の減とW i－F iの強靱化事業になりますが、入札による事業費の減ということで23万7,000円の減、地域住民生活等緊急支援交付金（加速化交付金）で、今回、地方創生で行う分で3,475万円、それから情報セキュリティーの強化対策費ということで520万円となっております。戸籍住民基本台帳費補助金42万8,000円、個人番号カード交付事業補助金でございます。

3目民生費国庫補助金93万3,000円の減、住民福祉費補助金、個人番号カード交付事務費補助金で13万1,000円、保健福祉費補助金92万1,000円の減で、地域生活支援事業費補助金、それから臨時福祉給付金事業費補助金と事務費補助金でそれぞれ減額でございます。5節児童福祉総務費補助金14万3,000円の減、子ども・子育て支援交付金で、病後児保育の事業に係る減額でございます。

4目衛生費国庫補助金31万3,000円の減、母子健康センター費補助金で、地域子ども・子育て支援事業補助金5万7,000円、浄化槽の設置補助金で決算見込みによる37万円の減となっております。

8目土木費国庫補助金3,313万5,000円の減、土木管理費補助金で木造住宅耐震補強工事国庫補助金で未実施による皆減ということでございます。道路橋梁費補助金3,258万5,000円、これは社会資本整備総合交付金1,260万円と防災安全交付金1,998万5,000円のそれぞれ減額となっております。

10目教育費国庫補助金7万4,000円の減、小学校費補助金で特別支援教育就学奨励費補助金1万1,000円の追加と学校施設環境改善交付金ということで、中学校のつり天井の工事費の確定に伴う減8万5,000円となっております。

14款1項3目、補正額65万3,000円、住民福祉費負担金で4分の1相当額、それぞれ国民健康保険、後期高齢者分、介護保険低所得者分ということで81万円の追加で、内訳は90万6,000円の追加、10万2,000円の減、6,000円の追加となっております。保健福祉費負担金139万5,000円の減、障害者自立支援給付金の4分の1相当額の追加でございます。児童福祉総務費負担金、児童手当交付決定に伴う6万8,000円の減でございます。

5目県移譲事務交付金8万円の追加、内訳ですが、商工会の設立認可等移譲事務交付金から全部で10万円の事務移譲交付金となっております。

8目土木費県負担金525万円の減、これは地籍調査費の精算に伴う減額でございます。

14款2項3目民生費県補助金、補正額134万2,000円の減、福祉医療費補助金で、福祉医療費助成事業補助金87万4,000円の減と、前年度精算金2万5,000円の追加で84万9,000円の減となっております。3節保健福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金の15万3,000円を減額するものでございます。老人福祉費補助金、高齢者住宅福祉活動事業補助金18万5,000円の減となっております。5の児童福祉総務費補助金で子ども・子育て支援交付金、病後児保育事業分14万3,000円の減と児童福祉等対策事業補助金1万2,000円の減となっております。

4目衛生費県補助金、補正額31万円の減、浄化槽設置補助金に係るものでございます。

農林水産業費県補助金1,765万1,000円の減、農業費補助金で298万4,000円の減、中山間地域等直

接支払制度分が面積等の確定による160万1,000円の減、元気な産地改革支援補助金89万4,000円の減、それから県単の農業施設整備補助金精算に伴う51万4,000円の減、農業経営基盤強化資金利子助成金につきましても、事業費の確定により2万5,000円の追加となっております。林業費補助金1,466万7,000円の減、県単林道事業補助金、森林整備地域活動支援交付金補助金ということで973万8,000円の減となっております。清流の国ぎふ森林・環境基金事業費補助金につきましては、事業の不採択による477万8,000円の減となっております。

8目土木費県補助金、補正額1,063万3,000円の減、土木管理費補助金で木造住宅耐震補強工事の県補助金分でございます。河川費補助金、県単急傾斜地崩壊対策事業補助金で交付決定に伴う減額で上小林の分でございます。

10目教育費県補助金1万2,000円の減、放課後子ども教室推進事業費の確定による減でございます。

14款3項2目総務費県委託金66万3,000円の減、統計調査費の委託金でございます。それぞれ学校基本調査委託金から経済センサス・商業統計委託金まで6委託金について、合計で66万3,000円を減額するものでございます。

8目土木費県委託金3,000円の減、河川費委託金でリバープレーヤーの事業費の確定による減でございます。

15款1項1目財産貸付収入736万9,000円、土地建物貸付収入ということでございます。

2目利子及び配当金173万4,000円の追加、財政調整基金利子122万6,000円、下から2番目の社会福祉医療施設等整備基金利子38万円、12の項目について合計で173万4,000円となっております。

16款1項2目指定寄附金1,086万1,000円、総務費指定寄附金でふるさと思いやり基金指定寄附金ということで、ここまではっきりしておる分について、今回収入として上げておるものでございます。

17款1項1目財政調整基金繰入金1億5,000万円の減、これは今年度決算見込みによる繰入額の減でございます。

15目ふるさと思いやり基金繰入金10万円の減、同じく事業費の確定による繰入金のふるさと思いやり基金の減でございます。

18款1項1目繰越金、補正額2,295万8,000円、前年度繰越金でございます。

19款2項1目村預金利子、補正額1,000円、歳計現金預金利子1,000円でございます。

19款4項4目雑入、補正額255万5,000円の追加、福祉医療費過年度分戻入金245万9,000円、説明欄にございますように、18の項目について255万5,000円となりますが、一番大きなのは、19ページの中ほどにあります二酸化炭素の排出抑制対策事業費等補助金ということで、越原センターの太陽光発電の事業費確定による303万6,000円の減額が大きなものとなっております。

20款1項2目総務債、補正額240万円の減、過疎対策事業分がCATVの導入事業費確定による760万円の減と教育・福祉施設等整備事業債ということで、セキュリティー対策に追加するもので520万円。

民生債で630万円の追加、過疎対策事業債で高齢者等の外出支援事業分が110万円の減と高校生等通学支援事業分が740万円の追加となっております。

20ページのほうに参りまして、4目衛生債、補正額110万円の減、過疎対策事業債で予防接種事業分でございます。

6目農林水産業債1,300万円の減、過疎対策事業債で中山間地域総合整備事業1,310万円の減と県単林道事業確定による10万円の追加。

7目商工債、補正額50万円の減、過疎対策事業債でプレミアム商品券発行事業の事業費確定による減でございます。

8目土木債2,530万円、公共事業等2,080万円の減で、内訳は公共急傾斜地崩壊対策分が430万円の減、社会資本整備事業分が490万円の減、国道256号改良工事の負担金が220万円の減、防災安全交付金事業が940万円の減となっております。一般単独事業債で450万円、これは自然災害防止事業（急傾斜地崩壊対策）の分でございます。

9目消防債150万円の減、緊急防災・減災事業債ということで、ヘリポートの建設事業分が60万円の減、防災倉庫建設事業分が90万円の減となっております。

10目教育債、補正額630万円の減、過疎対策事業債分が660万円で、高校生通学等支援事業分640万円と小学校運動場整備事業分が20万円の減、6節全国防災事業債が10万円の減、中学校の屋内運動場、つり天井の撤去工事の事業費確定によるものでございます。7節緊急防災・減災事業債ということで、同じく中学校のつり天井分ということでの継ぎ足し単独分ということで40万円の追加となっております。

3. 歳出。

1款1項1目議会費3万1,000円の減、これは議会運営費のうち、事業費確定による使用料及び賃借料で、有料道路使用料から車借り上げ料を減額するものでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額1,036万6,000円の追加、総務一般管理費で1,100万8,000円の追加で、ふるさと納税の寄附金、クレジットカードの決済分14万2,000円の追加と積立金ということで1,086万6,000円を追加するものでございます。マイナンバー制度活用費につきましては、事業費確定による負担金の64万2,000円の減。

文書広報費6万1,000円の追加、広報広聴活動費で旅費の減額と備品購入費ということで、取材用のカメラの更新が必要になりましたので、7万1,000円で整備をさせていただくものでございます。負担金については決算見込みによる減額でございます。

3目財政管理費200万5,000円の追加、財政管理費一般で、財政調整基金積立金と減債基金積立金を追加するものでございます。

5目財産管理費2,840万6,000円、庁用車管理費で庁用車の購入事業費が確定しましたので69万3,000円を減額するものと物件管理費で46万8,000円の減、これは役場の倉庫建築等に伴う設計工事費等の事業費の確定による減と土地開発基金、先ほど条例改正をいただきました分10万円を追加するものでございます。事務用消耗品集中購入費ということで31万円の追加、行政情報化推進費とい

うことで、コピーの使用料の不足が見込まれますので、10万円を追加するものでございます。情報セキュリティ強化対策事業ということで、工事費、配線工事50万円とセキュリティ対策用追加端末機等2,865万7,000円を追加するものでございます。

6目企画費370万9,000円の減、再生可能エネルギー推進事業ということで、越原センター太陽光発電等設置工事の設計分12万9,000円と工事分290万6,000円を減額するものでございます。結婚推進対策事業は13万3,000円を減額するものですが、年度末見込みによりまして、相談員を中心にした活動で、イベント等につきましては不用額が生じたので、それぞれ減額するものでございます。みのかも定住自立圏取り組み事業ということで、3つの項目について事業費が確定しましたので、54万1,000円を減額するものでございます。

地域情報化事業費1,449万2,000円の減、これはCATVの一般管理費ということで10万1,000円を減額するもので、内訳は旅費と委託料、それから使用料、負担金等を減額するものでございます。CATV使用料徴収事務4万6,000円については、決算見込みによる郵便料の減額でございます。CATV番組等制作運営費3万5,000円の減、報償費と旅費を減額するものでございます。CATV機器管理運営事業費1,335万1,000円の減、内訳は電気料17万円と通信費8万4,000円、それから使用料及び賃借料ということで、バックアップ回線使用料、契約日の当初予算と異なりまして、支払い期日が短くなったということで128万5,000円減額するものと、FM告知の工事入札による減ということで1,171万5,000円、備品購入費で告知端末の額の確定による4万6,000円減額するものでございます。無線LANの環境整備事業95万9,000円の減、Wi-Fiの認証サービスの初期設定分16万2,000円を追加するものと工事請負費の事業費の確定による112万1,000円を減額するものでございます。

12目地方創生事業費3,504万7,000円、加速化交付金になりますが、東白川ファンを核とした村内産品販売促進事業ということで、モールサイトの2年目の推進ということですが704万7,000円の追加、内訳は賃金ということで、2人分の賃金281万5,000円、それから需用費ということで、事業推進に必要な事務系の消耗品費、参考図書代で58万5,000円、委託料ということで講習会の委託料、写真撮影等の委託料、商品開発の委託料合わせまして310万円、負担金、補助金のところで、業者の支援補助金ということで、モールの出店希望者の事業説明等を今行っておるわけですが、ここへの支援ということで、基本のものと月額運営費のことにについて支援をするもので54万7,000円でございます。農業振興会社設立事業2,000万円、第三セクター設立補助金ということで、新会社への移行、出資金を除く設立の経費等を今回補正で上げさせていただくものでございます。白川茶販路拡大事業800万円、白川茶販路拡大事業補助金ということで、茶業振興会のほうへの支出となっております。

2款2項2目賦課徴収費13万8,000円の減、税務情報化推進事業ということで、レッドゾーンの開発委託料、事業費が確定しましたので13万8,000円を減額するものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費10万1,000円の減、これは旅券交付機器の事業費の確定によるものでございます。

2目住民情報処理費42万8,000円の追加、これは変更交付決定による増額ということで42万8,000円で、通知カード、それから個人カードの関連事務委託交付を行うものでございます。

2款5項1目統計調査費69万2,000円の減、これは学校基本調査費、農林業センサス、岐阜県輸出統計調査費、国勢調査費、工業統計調査費、経済センサス基礎調査・商業統計、いずれも事業費の確定に伴います国・県交付金の確定にあわせ、財源で調整するものでございます。

3款民生費、1項1目住民福祉費、補正額3,400万6,000円追加、住民福祉費一般は、個人番号カード交付決定による財源調整と国民健康保険特別会計への繰出金で、法定内の291万1,000円と法定外の3,000万円でございます。後期高齢者医療負担金ということで123万2,000円を追加するものと、医療費の特別会計繰出金は額の確定による戻し入れということで13万7,000円を減額するものでございます。

2目福祉医療費で県補助金確定に伴います財源調整となっております。

3目保健福祉費534万5,000円の減、介護保険特別会計繰出金で、介護保険料の軽減分2万3,000円を追加するものでございます。保健福祉費一般、積立金、社会福祉施設整備基金積立金で7万6,000円、障害者地域生活支援事業分、日常生活用具、装具等の事業費確定による扶助費の減20万円と自立支援医療分ということで、更正医療事業費確定による400万円の減、障害児通所支援事業ということで、障害児通所給付金60万円の減と相談支援給付費2万9,000円の減額でございます。臨時福祉給付金給付支援事業分61万5,000円の減、これは電算処理費、それから臨時給付事業費の事業費の確定による18万円の減となっております。

4目老人福祉費45万6,000円の減、高齢者等外出支援事業分で雇用賃金の減109万2,000円、それから生きがい対応デイのせせらぎ荘の汚水ます修繕費48万円と厨房のシンクの排水修繕8万1,000円を追加するものでございます。老人クラブ助成事業につきましては、基準額に至らずということで財源調整でございます。高齢者交流サロン整備事業費は7万5,000円の追加ということで、平中の浄化槽組合のほうへの加入金を負担するものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額93万8,000円の減、児童手当交付事業、扶助費で、交付決定による9万円の減、子育て支援総合推進事業費84万8,000円の減、臨時保育士の賃金19万円、病後児保育の確定による手数料19万円の減、備品購入費で11万8,000円の減、高校生通学支援補助金事業費の確定による35万円の減となっております。

認可保育所費105万6,000円の減、みつば保育園の運営費で、保育士賃金100万円と工事費、保育園の砂場の枠等の工事の確定による5万6,000円の減となっております。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額6,999万8,000円の追加、これが補助金で精神保健福祉研修会補助金2,000円の減と積立金で社会福祉医療施設等整備基金の積立金ということで、今回7,000万円を追加するものでございます。

2目予防費63万3,000円の減、医薬材料費の減でございます。

母子健康センター費32万2,000円の減、乳児健診の健診料、母子保健指導委託料ということで32万2,000円を減額するものと、次世代育成支援事業で交付決定による財源調整でございます。

5 目環境対策費321万2,000円の減、簡易水道特別会計運営費分の繰出金の減でございます。

6 目廃棄物対策費183万3,000円の減で、一般廃棄物対策事業98万6,000円のうち、パッカー車の燃料代16万2,000円、それから電気料3万9,000円、委託料で9万3,000円と車借り上げ料2万7,000円、五加の資源回収所の土地賃借料1万円の減と工事費の確定による23万8,000円の減、土地購入費で8万5,000円の減、負担金で可茂衛生施設利用組合への負担金、額の確定により33万2,000円を減額するものでございます。生活排水対策事業で浄化槽の設置補助金、事業費の確定による74万7,000円の減と、同じく切りかえ分10万円の減となっております。

6 款 1 項 1 目農業委員会費、補正額4,000円の減、事務局長の会議負担金、事業費の確定による4,000円の減と農業総務費1,500万円の追加、これは新会社第三セクターの出資金ということで、ここで追加をするものでございます。

3 目農業振興費、補正額545万9,000円の減、中山間地域等直接支払制度の事業費確定による213万4,000円の減、園芸振興対策事業につきましては、園芸振興対策事業補助金13万3,000円の減とあすなろ塾長支援補助金33万6,000円を減額するもので、元気な農業産地構造改革支援事業、支援補助金ですが、辞退によります減額ということで268万4,000円となっております。農業振興費各種補助金、農業環境サポート機械整備補助金19万8,000円と経営基盤強化資金利子助成金2万6,000円、それぞれ減額するもので、ここは追加で差し引きで17万2,000円の減となっております。

4 目農業構造改善事業費579万5,000円の追加、これは新世紀工房の道の駅の野菜販売所の改修工事の工事費396万2,000円とコンテナハウス据えつけ費を含む事務所費で183万3,000円の追加となっております。

5 目山村振興事業費22万2,000円の追加、これは白川茶屋さんの施設整備補助金ということで、冷凍ストッカーの3分の2を助成するものということで22万2,000円となっております。

7 目農地費につきましては、賃金で30万円、それから委託料のほうで大明神地区の農業用パイプラインの実施設計費、事業費が確定しましたので23万5,000円の減、工事費につきまして128万4,000円の減、それから中山間の総合整備事業、東白川地区の負担金額が確定しましたので1,335万円の減と農用地有効利用促進事業補助金ということで、これも同じく事業費の確定による179万7,000円の減となっております。

6 款 2 項 1 目林業総務費、補正額5,000円の追加、豊かな森づくり基金積立金利子相当分の積み立てでございます。

2 目林業振興費1,872万4,000円の減、これは森林組合が行います林内作業車の購入補助金28万3,000円の減と生活環境改善・里山整備補助金で17万3,000円、柏の尾根筋伐採分の事業費確定による減でございます。

次のページに参りまして、有害鳥獣捕獲事業、報償費46万5,000円の追加、森林整備地域活動支援交付金事業の補助金ということで、森林整備地域活動支援交付補助金、事業費の確定による1,298万5,000円の減となっております。産直住宅総合対策事業、産直住宅の建設支援事業補助金、事業費の確定による31万5,000円の減でございます。村有林管理事業ということで31万円の減、こ

れはいずれも事業費の確定ということで、燃料費、中学生の指導料、それから土地購入費、負担金のところで森林組合の賦課金11万3,000円の減と作業道の管理負担金8万2,000円を減額するものでございます。分収造林費につきましては、森林整備委託料ということで4万6,000円、事業費の確定による減、企業参加型の森林整備推進事業、手数料24万3,000円と仮設トイレの借り上げ料3万5,000円を減額するものでございます。清流の国ぎふ森林・環境税事業、不採択による477万9,000円の減、全国育樹祭支援事業ということで、いずれも事業費確定による2万円の減となっております。

林道総務費95万7,000円の減、土橋谷流路工測量設計委託料、事業費の確定による76万5,000円の減、それから林道・治山維持機械の借り上げ料3万9,000円の減、工事費のほうで県単分の工事費12万1,000円と路面の工事3万2,000円を減額するものでございます。

7款1項1目商工振興費で財源調整分でございます。

2目の地域づくり推進費224万9,000円の減につきましては、濃飛建設職業訓練協会の助成金、事業費確定による9,000円の減と交流事業については財源調整、それから地域産業活性化対策事業につきましては、プレミアム商品券の事業費確定による120万円の減、雇用促進奨励事業につきましては、これも事業費確定による104万円の減となっております。

8款1項1目土木総務費115万円の減、木造住宅耐震補強工事の皆減でございます。

地籍調査費973万円の減、事業費の確定による消耗品、委託料、備品購入費等の減額で698万5,000円となっております。同じく対象外分の地籍調査事業ということで、消耗品20万円と委託料で地籍調査委託料229万5,000円とシステムの保守料、事業費の確定による25万円を減額するものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費4,568万7,000円の減、道路維持管理関係の機械借り上げ料150万円の追加と負担金で県道の改良・舗装・橋梁整備事業負担金240万円の減と黒川東白川トンネルの照明器具の電気代の負担金、事業費の決算見込みによる24万円の減となっております。社会資本整備総合交付金事業で杉林線の道路改良工事、事業費の確定による1,409万3,000円の減と、それに伴います用地費の補償費の減ということで290万6,000円となっております。道の駅管理費につきましては、電気料、水道料の不足が見込まれますので22万円を追加するものと、防災安全交付金事業、委託料231万2,000円、工事費で2,470万4,000円、負担金でトンネルの定期点検負担金、事業費確定による75万2,000円の減となっております。

8款3項1目住宅管理費、補正額10万9,000円の減、住宅管理費で下水使用料、それから村営住宅の賃借料、それぞれ事業費の確定によるトータルで10万9,000円の減となっております。

8款4項1目河川砂防費、補正額2,240万8,000円の減、河川砂防事業費で481万2,000円、うちぎふリバープレーヤーの委託金6,000円の減と公共急傾斜地崩壊対策負担金、釜淵の分ですが、480万6,000円の減となっております。県単の急傾斜地崩壊対策の上小林の分で、工事費で1,749万6,000円の減、補償費、賠償費のほうで事業費の確定による10万円の減となっております。

9款1項1目非常備消防費、補正額31万5,000円の減。消防総務費で消耗品で3万3,000円と交付

金が確定してまいりましたので、可茂消防のほうへ負担するもの6万8,000円、消防活動基金利子を活用した基金の積み立てということで1,000円、それから消防訓練費ということで41万7,000円の減、需用費について11万7,000円の減となっております。

2目消防施設費126万7,000円の減、消防施設管理費のうち、電気料が10万円、修繕料が25万円、使用料が5万円、備品購入費は消防積載用活動ホースの事業費確定による86万7,000円を減額するものでございます。

3目災害対策費253万7,000円の減、ハザードマップの修正委託料40万円の減、NHKの受信料、これは避難所のテレビの受信料を2月に契約したため、契約日の当初予算との差により19万4,000円減額するものでございます。工事請負費につきましては、集落の備蓄倉庫17カ所、事業費確定による85万4,000円の減と消火栓の改修工事費、事業費確定による64万4,000円の減、防災対策備品ということで、防災服の購入品が確定しましたので、44万5,000円を減額するものでございます。

10款2項1目学校管理費18万6,000円の減、小学校の合併浄化槽の曝気槽エア配管修繕工事が確定しましたので18万6,000円の減と教育振興費で小学校の就学援助費、財源補正のものでございます。

10款3項1目、中学校の管理費59万8,000円の減、コピーの使用料17万円の減と備品購入費ということで事業費の確定による18万3,000円の減、それから中学校の基金利子を積み立てる積立金5,000円、中学校施設営繕費では、つり天井の撤去費の事業費が確定しましたので25万円を減額するものでございます。

2目教育振興費8万5,000円の減、これはピアノの伴奏者の謝礼、講師の費用弁償それぞれ6万5,000円、2万円を減額するものでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額ゼロ、これは放課後子ども教室の県補助金の確定による財源調整と2目公民館費15万円の減、これははなのき会館の管理料で決算見込みによるトイレ電気料の減額でございます。

10款5項1目保健体育総務費、補正額5万7,000円の減、スポーツ・トップアスリート交流事業の報償費、それから費用弁償、それぞれ事業費の確定による減となっております。

2目体育施設管理費40万1,000円の減、総合運動場管理費で35万1,000円の減、電気料10万円と殺虫機の取り付け工事分25万1,000円の減と地域運動場の管理費につきましては、決算見込みによる電気料の減額で5万円を減額するものでございます。

以上、一般会計でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第25号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万5,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,398万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出、東白川村長。

次のページから6ページまでの説明を省略いたしまして、7ページの歳入から説明をいたします。歳入。

3款1項1目療養給付費等負担金、補正額563万5,000円の減、内訳としては療養給付費395万1,000円の減、介護納付金106万9,000円の減、後期高齢者支援金27万2,000円の減、これはいずれも負担金等の確定に伴うものでございます。

2目特定健康診査等負担金、補正額20万5,000円の増で、特定健康診査等負担金20万5,000円で、負担金の確定に伴うものでございます。

次に、3款2項1目財政調整交付金、補正額359万1,000円、特別調整交付金診療分の確定に伴うものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金、補正額509万4,000円の減、療養給付費交付金の確定に伴う減でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金、現年度分の補正額121万円の減ということでございます。これも現年度分の確定に伴うものでございます。

6款1項1目県補助金、補正額33万5,000円、財政健全化特別対策費補助金の確定に伴うものでございます。

6款2項1目療養給付費等負担金、補正額34万3,000円の減、共同事業負担金で高額医療費共同事業負担金の確定に伴う減でございます。

2目特定健康診査等負担金20万5,000円、特定健康診査等の負担金の確定に伴う増額でございます。

次に、7款1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額503万9,000円、内訳としては、高額医療費共同事業交付金の確定に伴う補正でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額572万1,000円の減、これも保険財政共同安定化事業交付金の確定に伴う補正でございます。

8款1項1目利子及び配当金、補正額2,000円、基金利子と国保高額医療費貸付基金利子それぞれの利子の補正でございます。

9款1項1目一般会計繰入金、補正額3,291万1,000円。内訳として、保険基盤安定制度分として294万7,000円の増、財政安定化支援事業分が3万6,000円の減、法定外繰入分ということで、次年度以降への財源積立金に充てるため、3,000万円の増ということでございます。

10款1項1目繰越金、補正額672万円で前年度繰越金でございます。

次に、3. 歳出。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額700万円ということで、内訳としましては、一般会計療養給付費の増額となっております。

2目退職被保険者等療養給付費450万円の減、これは退職者の減に伴いまして補正するものでございます。

次、3目一般被保険者療養費と4目退職被保険者等療養費につきましては、国庫補助等が決定したことに伴う財源補正でございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額240万円、一般高額療養費が不足するための増額補正でございます。

2目退職被保険者等高額療養費、これにつきましては、国庫補助等が決定したことに伴う財源補正でございます。

次、3款1項1目後期高齢者支援金、補正額79万3,000円の減、額の決定に伴う減額でございます。

6款1項1目介護納付金、補正額334万6,000円の減、介護納付金の額の決定に伴う減でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額40万3,000円の減ということで、これも高額医療費共同事業医療費拠出金の額の決定に伴います減の補正でございます。

4目保険財源共同安定化事業拠出金714万8,000円の減、これも保険財源共同安定化事業の額の決定に伴う減でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費、補正額8万8,000円の減、特定健康診査料の委託金が保健指導員から保健師へ変わったということで、人件費がその分不要になったということで8万8,000円の減ということでございます。

9款1項1目基金積立金3,000万5,000円、基金積立金で納付金の不足が見込まれるため、基金に積み立てをするための財源でございます。

10款1項3目償還金、補正額428万7,000円で、前年度の療養給付費負担金の額の決定に伴いましての補正でございます。

10款2項1目直診施設繰出金、補正額359万1,000円の増、これも繰出金の確定に伴う増でございます。

以上が国民健康保険特別会計の補正でございます。

次、議案第26号 平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,381万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出、東白川村長。

次のページから6ページまでの説明を省略いたしまして、7ページ、歳入から説明いたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料で、補正額2万3,000円の減、現年度分の普通徴収保険料で低所得者保険料軽減負担金の増額に伴う減額調整に伴うものでございます。

6款1項5目介護保険料軽減事業繰入金、補正額2万3,000円で、介護保険料軽減事業繰入金に伴いまして、第1段階保険料軽減者の増に伴いましての補正でございます。

7款1項1目繰越金33万円、前年度繰越金でございます。

10款1項1目利子及び配当金、介護給付費準備基金利子でございます。

3. 歳出。

1款3項1目介護認定審査会費8万1,000円、介護認定審査会費ということで旅費でございますけれども、本村出身の審査会委員の旅費に伴いまして、費用弁償費としての増額で8万1,000円でございます。

2目認定調査等費で補正額25万円、賃金として、認定調査委員会への賃金の増額分25万円でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、これに伴いましては、基金利子充当による財源補正でございます。

以上で、介護保険特別会計の補正は終わります。

○議長（服田順次君）

建設環境課長、速やかに説明してください。

○建設環境課長（小池 毅君）

議案第27号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）。平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,573万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,893万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。平成28年3月3日提出、東白川村長。

第1表の2ページ、3ページの朗読を省略いたしまして、4ページの第2表 繰越明許費を説明いたします。

3款1項の施設整備工事130万円、これは一般会計のほうで村道維持修繕の繰り越しを170万行っておりますけれども、これに伴う水道管の移設費の工事費の繰り越しでございます。

続きまして、次のページの第3表 地方債の補正。

起債の目的としましては、簡易水道事業、限度額が9,670万に対しまして、変更後が8,500万ということで1,170万円の減でございます。これは生活近代化事業の機器更新事業費の確定に伴う減額でございます。

6ページから8ページまで省略をさせていただきます、9ページの歳入から説明をいたします。

2. 歳入。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額が321万2,000円の減。

それから、5 款 1 項 1 目分担金、補正額が41万1,000円、これは加入者分担金として神付へ移住された方の分担金でございます。

6 款 1 項 1 目村債、補正額が1,170万円の減、簡易水道事業債の確定による減でございます。

9 款 1 項 1 目雑入、補正額123万3,000円、水道管移転補償費ということで、大明神の集落道の改良に伴います水道管布設がえ工事の確定による減額でございます。

次のページの3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額41万1,000円。これは一般管理費として、簡易水道基金への積立金でございます。

2 款 1 項 1 目東白川簡易水道建設事業費、補正額が1,614万5,000円の減、内訳としましては、簡易水道建設事業、単独事業分が285万3,000円の減、委託料としまして、大明神農道水道管の布設がえの調査委託料が64万8,000円の減、それから工事費のほうでは220万5,000円の減、これは大明神の水道管の布設がえの工事費確定による58万5,000円の減額と中央監視装置の非常用電源切りかえ工事の162万円の減額、これは皆減でございます。これにつきましては、村民センターのところに中央監視装置の機械室がございまして、そこにあります非常用の電源が現在バッテリーを使っておりますけれども、これが連続稼働時間が1時間ということで、それ以上には対応できないということで、CATVで使っております発電機に切りかえるというものでございますけれども、発電機に切りかえるにしましても、中間にバッテリーを挟む必要がございまして、このバッテリーが来年の補助事業で行います機器更新工事で設置できるということから、そちらで兼用して行ったほうが有利であるということで、先送りするものでございます。それから、簡易水道事業の建設事業1,329万2,000円の減、これは大明神水源の機器更新工事事業に係ります委託料、それから工事請負費の確定による減額でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

国保診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第28号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,174万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第1表と5 ページ、6 ページの事項別明細書は省略させていただきまして、7 ページの歳入から説明させていただきます。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金1,000円でございます。これは基金の利子でございます。

5款3項1目国保事業勘定繰入金359万1,000円の追加、これは国保調整交付金でございまして、算定結果の額が決定されましたので、追加補正となりました。

6款1項1目繰越金376万2,000円の減、これは前年度繰越金でございます。

8款1項1目指定寄附金23万円の追加。診療所の施設の整備指定寄附金として、大明神の牧野様初め4名の方から御寄附をいただいております。

続きまして、9ページの歳出でございます。

1款1項1目総務費の一般管理費、工事請負費63万8,000円、これは診療棟の裏にある合併浄化槽に続く汚水ますでございしますが、地盤沈下と思われる沈下がございまして、逆流するような状況になってきましたので、ここで改修工事を行うものでございます。

2款1項1目、医業費の一般管理費17万円の減、4節の共済費20万円の減、これは臨時職員の社会保険料で不用額を減額するものでございます。賃金の18万は介護助手の賃金に不足が生じたので60万の追加、その他につきましては、不用額の減額でございます。9節の旅費、費用弁償は15万円の減、臨時医師等の費用弁償でございます。これは土曜診療の医師の費用弁償を見ておりまして、国保診療所のほうで送迎を行いましたので、不用額となりました。

2目の医療管理費63万8,000円の減、これは診療材料費の減でございます。

3款1項1目基金積立金23万円、医療整備等の基金の積立金でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第29号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,677万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出、東白川村長。

次の2ページから6ページまでを省略いたしまして、7ページの歳入から説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額13万7,000円の減、一般会計繰入金で保険基盤安定分でございます。

歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額13万7,000円の減、後期高齢者医療広域連合納付金の減に伴う減額補正でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計の説明でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 今井美道君。

○2 番（今井美道君）

ちょっと資料を戻りますので、今期のこの後の日程の中で出てくる予算と来年度の一番の村長のメインになってくるものの一つが農業公社だと思うんですが、ここに関する予算が今回の補正にほとんど含まれていますので、この場で質問をしたいと思うんですが、先日の説明の中で、出資金ということで1,500万円ぐらいということと、作業用の機械、備品とか、そういったもので2,270万だけど、事務所はコンテナにして多少抑える計画ですよという説明を受けました。

今回の補正の中にこの部分がほとんど含まれているということで、2 款 1 項 12 目、地方創生ということで、ここで設立補助金ということで2,000万、6 款 1 項 2 目の農業総務費ということで出資金のほうの1,500万、次のページの6 款 1 項 4 目でコンテナハウス購入費、これが多分合計すると、先日、全協のほうで説明を受けた来年度の公社に係る費用ということで、そのほとんどが今回補正で上がっているわけなんですけど、今期全て使えるわけではないので、今期、いきなり新会社のほうに入れるという形になるのか、お金の流れですね、来年の事業についての。この部分についてちょっと御説明を詳しくいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口章久君）

今言われました公社に関係する費用でございますけれども、一般会計のほうの25ページの地方創生で農業振興会社設立事業費を2,000万円見ております。これにつきましては繰り越しをさせていただきますので、28年度に執行させていただくという形になります。

それから、農業総務費の1,500万ですけれども、これは出資金として公社のほうへ支出をしますもので、27年度に執行するという形になります。

それから、34ページのコンテナハウスの購入につきましては、これは新世紀工房の野菜販売所の改装に伴うコンテナハウスの購入でございます、これにつきましても全額繰り越しという形で執行させていただきたいというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

少し補足させていただきます。

新世紀工房の経営改善というテーマも持っておりますので、説明を先ほどさせていただいたんですけど、JAさんでの当座貸し越しが非常に大きいということで、これを少しでも軽減したいということで、今回、機械を一括リースするような予算を立てて、新世紀工房を入れた場合、これを運転資金にすぐ使うんじゃないくて、農協の当座貸し越しになっている部分の返済金に充てるように、これは社長とも相談して、JAさんのほうからも、そういったことでライスセンターの関係の話し

合いも詰めてきておりますので、そういった資金に流れます。

それから出資金については、この前説明したように、当座の運転資金が必要になってきますが、最初の農業サポート部門の事業が始まってまいりますと、手数料収入というか、使用料というのが入ってきますので、その中で会計処理をして泳いでいけるのではないかとということと、この前説明をさせていただいたと思いますが、集落営農への一時貸付金等もこの中の資本金の中に見込んで、一時運転資金として持っておるということで御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

2 番 今井美道君。

○2 番（今井美道君）

最後に御答弁いただいた集落営農の400万の貸付金ですけど、集落営農の方は運転資金がなくて農協さんから借りたりするのも大変だったというお話を聞いておるんですが、例えばお金を貸すという形で、今度の農業公社がその辺のお金を貸す行為、貸して返してもらうという、その辺が法的にどうかなというのはまたちょっと調べていただきたいなというふうに思っておりますので、つけ加えます。

それと、後ほどの全協でいろいろ聞きたかったことが、今回、予算をこうやって執行する形になりますので、また先ほどの一般質問でもお二方からあったように、この問題については結構かわってくるので、また後ほど事業の部分についてお伺いするかもしれませんが、よろしく願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

基本的には貸付金については無利子で一旦お預けということはないですが、運用していただいて、またすぐ返していただくということで、金融業の許可はとれないので、そういった形ではなくて、市と企業の間で貸付金みたいな感じで処理をしていくというふうに考えております。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 今井保都君。

○6 番（今井保都君）

減額の補正の金額が結構大きいわけですけども、一般会計の36ページの森林整備地域活動支援交付金事業で1,298万5,000円、これは負担金、補助金、交付金でなっておるわけですけども、結局、補助金で出しておっても、なおかつこれだけ、団地か何かの交付金か何かに出されると思うんですが、これを使われなかったのか、使われなかったからこんだけということで、活動しなかったということで、最初は組合のほうからこういった事業の申請があつて村も出したはずやけど、実際

は使われなかった。

それから、39ページの社会資本整備基金の工事請負費で杉林線の減額で1,400万ほどあるんですけども、これも工事としての最初の査定が甘いのか、こんだけの金額が減額になるのはありがたいことですが、最初の査定がもう少し正確度というか、あれがちょっと欠けておるのかなと思うわけですが、その辺2点ほどお聞きをします。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

森林の整備のほうについては、各団地の施業が進んでいないということで減額ということでございます。後で補足をしてもらいます。

それから、全体的に今度の予算、工事費等が減額になっています。実は、我々は予算要求を県・国にするときには、目いっぱい事業量で事業計画を立てていくわけですが、いわゆる国・県の財政状況、特に岐阜県においては西周りのほうへ大きな土木費が行っているというような状況があったりして、非常に厳しい査定になって、我々の予定した事業量は約5割ぐらいしかできないということで減額です。査定がまずいというよりも、目いっぱいやりたかったんだけど、事業が減っておりますので、結果的には余りよい話ではないのですが、ただ、精算という形で事業費を縮めていくだけであって、本当はそのところで事業量が縮んでおりますので、何年もかかる事業になってしまっておるという現状は御理解をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口章久君）

今、村長が申し上げましたように、これは県の補助事業でありまして、県費がつかないと事業として認められないという部分がありまして、県が事業費を抑えてきたものですから、村の分も余ってくるという形で減額をさせていただきました。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

25ページのCATVのFM告知放送の予算ですが、減額が1,100万、約4割程度の減額補正になっていると思いますけれども、これは恐らく専門的知識がなく、もともと予算を組み立てられたものだと思いますけれども、こういったことや新年度の予算においても、我々もなかなかこういった数字が出てこない限りわからない。当初の予算では2,000万かかりますよと言われれば2,000万かかる工事なのかなというふうに判断をしますので、もう少し予算を組み立てられるときに、しっかりと研究をしていただければ、せめて500万ぐらいとか、土木工事だったらこういうことも入札

であり得るわけですが、備品というか、こういう情報通信等の工事についてはもう少し研究をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 宏君）

25ページのFM告知の設置工事で1,171万5,000円の減額となっております。これにつきましては、入札率が60%ぐらいのことであったということで、通常90%とか95%で落札するところですが、競争率が激しかったということで、結果的にこういうふうになったということでございます。たまたま前年度に行いました防災行政無線のほうにつきましても、請負率がたまたま50%ぐらいであったということで、ここ2年ぐらい、総務課で担当した部分の工事が非常に競争率が激しく、結果的にこういうふうになったということで、通常、公共事業で行っております役場のほうで発注しております工事については90%を超える数字になっておりますので、このケースは特別なケースだというふうで少しだけお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

お茶のほうの販路拡大で800万ほど、地方創生で上がっておったやつ、これは茶の販路拡大ということで東白川だけでやるのか、お茶は白川茶ブランドで、白川もやっていますので、その辺のことで、白川町とも何か絡みがあって予算できているのか、そこをちょっとお聞きをします。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口章久君）

問い合わせの件ですが、これは地方創生の加速化交付金でやっているということで、10分の10いただける交付金でございます。お話がありましたように、白川町と連携をして行う事業ということで、白川町のほうからこういう取り組みをしたらどうだという投げかけをいただきましたので、それに基づいてお願いをしておるというものでございます。

中身については、海外の販路拡大、それから国内の販路拡大、それから生産のほうの強化もしていきたいということで、全体では2,000万円、白川町で1,200万円、東白川で800万円という仕分けをしております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第12号）から議案第29号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括して採決したいと思います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第12号）から議案第29号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。5分間、40分までお願いします。

午後4時31分 休憩

午後4時40分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第27、議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井敏郎君。

○村長（今井俊郎君）

それでは、議案第30号について説明をいたします。

議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。
平成28年3月3日、東白川村長。

記、氏名、今井太恵子、生年月日、昭和28年12月18日生まれ、住所、東白川村五加2926番地。

推薦理由を申し上げます。村雲美知子さんが前任でございましたが、平成22年7月1日に人権擁護委員に御就任いただきまして、2期6年間お務めをいただきました。今回、諸般の理由で退任の意向がありました。後任として、今回新たに今井太恵子氏の推薦をお願いするものでございます。

今井さんは、昭和48年から平成21年の36年間、保育士として御活躍をされ、その間、園長、子育て

て支援室長兼児童家庭相談員の要職につかれ、保育園児や親御さんたちにも人権教育を実施してきました。人格、識見とも高く、お人柄も温厚で人望が厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として推薦したく御提案を申し上げます。

御審議の上、お認めをいただきますようお願い申し上げます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第28、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第107条の規定により、今井保都君の退場を求めます。

〔6番 今井保都君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井敏郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成28年3月3日提出、東白川村長。

記、氏名、今井保都、生年月日、昭和21年2月23日生まれ、住所、東白川村五加1899番地4。

今井保都様につきましては、病院時代から引き続き委員としてお願いをしてまいりました。今井様は、医療、福祉にも見識が高く、診療所事業改革委員会委員もお務めをいただきました。診療所

運営委員として適任でございますので、選任同意につき認定賜りますようお願いをいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに可決しました。

今井保都君の除斥を解除します。

〔6番 今井保都君 入場〕

今井保都君に東白川村国保診療所運営委員選任につき議会が同意したことを報告します。

◎同意第2号から同意第5号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第29、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてから日程第32、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてまでの4件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井敏郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成28年3月3日提出、東白川村長。

記、氏名、安江登美子、生年月日、昭和21年10月11生まれ、住所、東白川村越原1024番地5。

同意第3号から同意第5号までは同じ本文でございますので、本文を省略して、お名前だけ説明をさせていただきます。

同意第3号、記、氏名、古田紀代子、生年月日、昭和17年2月11生まれ、住所、東白川村神土530番地2。

同意第4号、記、氏名、安江勲、生年月日、昭和25年3月12生まれ、住所、東白川村神土482番地1。

同意第5号、記、氏名、木村成人、生年月日、昭和9年12月15生まれ、住所、東白川村神土2109番地3。

提案理由の説明を申し上げます。

安江登美子様、古田紀代子様、安江勲様の3名の方々は、診療所運営委員として再任をお願いするものでございます。病院時代から引き続き委員としてお願いをしており、安江登美子様、古田紀代子様は民生部門の医療、福祉等の分野において見識も高く、診療所運営委員として適任でございます。また、安江勲様には3期目となります。皆様もよく御存じの方で、現在、神土平にお住まいで、宅配業務の傍らで民生委員としても御活躍をいただいております。民生、住民福祉の面で精通した見識をお持ちで、貴重な御意見がいただける適任者でもあると存じます。専任同意につきまして認定賜りますようお願いをいたします。

続いて、木村成人様は、長年にわたって委員を務めていただいた安江作郎様の後任としてお願いするもので、昭和62年から15年間の長きにわたり、本村の商工会長を務められた方で、現在は地元の老人クラブ福寿会の副会長を務めておられます。いわば、高齢者の皆様の代弁者として適任であると考えますので、認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上で説明といたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。

初めに、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について（安江登美子氏分）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに可決しました。

次に、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について（古田紀代子氏分）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに可決しました。

次に、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について（安江勲氏分）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに可決しました。

次に、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について（木村成人氏分）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに可決いたしました。

◎同意第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第33、同意第6号 東白川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで安江教育長に申し上げます。この件は、教育長に関連する事件ですので、退席されますようお願いを申し上げます。

〔教育長 安江雅信君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井敏郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第6号 東白川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年3月3日提出、東白川村長。

記、氏名、安江雅信、生年月日、昭和29年9月4日、住所、加茂郡東白川村越原641番地、任期、

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

教育委員会委員である安江雅信氏の教育長任期は、平成28年9月30日までとなっております。今回、新教育委員会制度に基づく教育長として、同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

安江雅信氏は、行政経験も豊富で、特に教育行政に深く精通されており、新制度移行後、円滑に教育を進める上で最適任者として判断し、任命を決意するに至りました。

今回、安江雅信氏を推薦いたしたいので、何とぞ御同意いただきますよう提案するものでございます。

なお、今回の任命同意に際し、本人の内諾も得られておりますので、御承認いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第6号 東白川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに可決いたしました。

ここで、安江雅信君の入室を求めます。

〔教育長 安江雅信君 入場〕

安江雅信君の東白川村教育委員会教育長の任命につき議会在が同意したことを報告します。

ここで、安江雅信君に御挨拶をいただきたいと思います。

○教育長（安江雅信君）

ただいまは、教育長の職務につきまして、議会の皆様の同意をいただけたとの告知を賜りました。本当にありがとうございます。ことし9年目を務めておりまして、ぼちぼち新進気鋭の方というふうにしたのも事実でございますが、やらせていただく上は、きっちりと意識を切りかえて取り

組ませていただきたいと思います。多少、今後の展望をと思っておりましたが、午前中の思
わぬ展開の中で既にお話をさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

新制度によります運営となりますので、今までの教育委員長さんを置かず、教育委員のどなたか
に教育長職務代理者を務めていただく、そういった体制になりますので、さまざまな行事の折の運
営や挨拶者がかわったりと、そんなこともあろうかと思いますが、どうかよろしくお願いをいたし
ます。議会の皆様に今後とも引き続きお世話になりますが、どうかよろしくお願いします。

また、村長さん初め同僚の皆さんには、ただいま議会の皆様をお願いを申し上げたとおりでござ
います。力はありませんが、職員の皆さん、保育士の皆さん、学校の先生方と力を合わせて取り組
ませていただきます。どうかよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日３月４日の本会議は午前９時３０分から開会しますので、お願いをいたします。

本日はこれで延会とします。

午後４時５５分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員